

第六十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 九 号

昭和四十五年三月二十日(金曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡本 富夫君

理事 石井 一君

理事 宇野 宗佑君

理事 大橋 武夫君

理事 北澤 直吉君

理事 左藤 恵君

理事 進藤 一馬君

理事 藤尾 正行君

理事 岡田 利春君

理事 松平 忠久君

理事 多田 時子君

理事 川端 文夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

通商産業省重工業局長 赤澤 璋一君

通商産業省化学工業局長 山下 英明君

通商産業省鉱山石炭局長 本田 早苗君

通商産業省公益事業局長 馬場 一也君

中小企業庁長官 吉光 久君

中小企業庁次長 外山 弘君

自治省税務局長 降矢 敬義君

委員外の出席者

運輸省鉄道監督局長 山本 正男君

木電氣課長 多治見 高雄君

建設省道路局長 多治見 高雄君

商工委員会調査 椎野 幸雄君

委員の異動

三月二十日

辞任

中谷 鉄也君

同日

辞任

柳田 秀一君

補欠選任

柳田 秀一君

補欠選任

中谷 鉄也君

同日

柳田 秀一君

補欠選任

中谷 鉄也君

本日の会議に付した案件

ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

機械類賦税信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○八田委員長 これより会議を開きます。

機械類賦税信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出があります。順次これを許します。岡田利春君。

○岡田委員 機械類賦税信用保険制度ができてから、ちょうど八十年間経過をいたしてあるわけですが、今回ローンを保険を取り入れてこの法律案の改正が出されているわけですが、この割賦保険の実施以来の運用の動向、この総括についてまずお伺いしたいと存じます。

○赤澤政府委員 割賦保険実施以来の運用状況につきまして、簡単に概要を御説明申し上げます。

当保険の包括保険契約の締結企業数及び件数でございまして、企業数におきましては三十六年発足

当時は百二十二でございましたが、本年度は三百七十八ということになっております。件数にいたしましても、発足当時の百二十九件から本年度の見込みは約八百六十件に達しております。さらに保険に付保されております金額でございますが、大体年間二百億円というような規模になっておるのでございます。

また、機械保険の利用度、これを保険金額の面から見てまいりますと、発足当初におきましてはもっぱら装軌式のトラクター、これが大部分であったのでございますが、その後繊維機械等々、他の機種が追加をされまして、現在二十五機種となっておりますが、現在のところでは、トラクターが約三割弱、工作機械が同じく三割弱、残りの約四〇％強がその他の機械というふうに、保険の利用が非常に広範囲に行なわれるようになっております。

また、保険収支の面でございますが、三十九年度から四十一年度にわたりますいゆる不況の期間にかかけましては、保険事故が非常に増加をいたしましたためにかなりの赤字を示したのでござい

ますが、その後、景気的好転回復と相まちまして保険収支は改善をいたしまして、現在のところ若干の黒字というふうな状況になっておるのでござい

ます。したがって、いまお話しした過去八年間におきまして、この保険が非常に広くかつ急速に利用されるようになってきた、かような状況ではないかと考えております。

○岡田委員 いま局長の説明のとおり、発足當時はトラクターが大体九〇％以上を占めていたわけですが、昭和三十九年度では大体トラクターが約五〇％近く占めていた。四十三年度のこれまでの実績を見ましても、大体トラクターは二五％程度を占めておるわけでありまして、この傾向は、いま局長が説明されたように、確かにそのウェイトはこの八年間に改善をされておりますけれども、今後の見通しから見れば、このウェイトはさらに小さくなっていく見込みなのかどうか、この点について承っておきたいと存じます。

○赤澤政府委員 機種別の数字につきましては、いま先生の御指摘のとおりでございます。今後の見通しでございますが、私どももいたしましては、おそろくさらにこの傾向が多様化していくと申しますか、そういう一感を感じて進展するのではないかと考えております。

○岡田委員 保険契約者、すなわちこの契約企業で見ますと、規模別では中小企業が五三・七％、大企業では四六・三％であるわけですが、また購入者の規模別を見ますと、四十三年度は中小企業が九七％、大企業が三％、こういう実績が示されておるわけですが、しかし実際の機械の販売総額、購入総額といえますが、この面の規模別で見ると、相当な違いが出てくると思っております。購入側から見れば購入総額でもけっこうですが、そういう角度から見た場合にどういう実績になっておりますか。

○赤澤政府委員 いまお話しした点でございますが、保険契約者の面で見ても、これはメーカーとディーラーと両方あるわけでございます。メーカーの側では中小企業のウェイトが約五七％、ディーラーでは四三％、こういうことになっております。残りのものはどうかと申しますと、やはりその大部分がいわば中堅企業と申しますか、従業員千人以下といったところでございます。たとえば従業員千人以下というところを線を引きてみますと、メーカーでは約八〇％、ディーラーでは九〇％というふうな、非常に高くなっております。厳密な意味における中小企業の比率は五割ないし六割くらいでございますけれども、いわば中堅企業というふうな範囲をとって見ますと、その比率は非常に高くなっております。

それから、金額に入ります前に、割賦の販売件数の面で統計をとって見ますと、その購入者の

大体九七%、いま先生の御指摘のような数字でございすが、この九七%のうち八〇%が、従業員数が百人未満というふうな、いわば中小企業の中でもどちらかというと規模の小さいほうの中小企業が販売先になっておる、こういう感じでございます。ただ金額の面で申しますと、たゞいま御指摘がございましたように、どちらかというところ、こうなっております。全体の保険金額で申しますと、約七六%がいわば中小企業以外のところ、こうなっております。

この問題は、私も内部をさらに詳細に検討いたしておりますが、一つは、やはり中小企業以外のところのほうで、一件の機械の売り上げ金額と申しますか、これが大きいものでございすが、金額ベースで見ると、どうもいわゆる中小のメーカーあるいはディーラー以外のところが多い、こういう感じになっております。

こういった点も、実はやはり中小メーカーあたりの資金負担問題ということが原因ではないかというふうな考えておりました、今回法律を改正いたしまして、ローン保険を実施したいというふうな考えておりますのも、そういう中小メーカーの割賦資金の負担問題というものの解決の一助にもなるか、こういうような考え方で改正をお願いをいたしておる次第でございます。

○岡田委員 本保険制度は、一つには機械工業の振興の面、また他方中小企業の近代化という二つの側面を持ってこの制度がつくられておるわけですが、いま質問で明らかになりましたように、メーカーの面で見ますと、大企業が売り上げの面では大体七五%を占めておる、中小企業が二五%を占めておるというふうな傾向にあるわけですが、そういう点で、二つの側面を持っておりますけれども、一方の側面では大企業の販売の強化に役立っている、もう一方の側面ではこの数字から否定できないと思うわけです。したがって、中小企業メーカーの育成、振興という面ではあまり大きな作用がなされていないのではないかと、このように私は考えるわけですが、これらの中小企業

メーカーの振興、メーカーの近代化、メーカーのいわゆる育成という面については、本法を運用する場合においても配慮をしなければなりません、そういう面は一そう力点を置かなければならぬのではないかと、私はかように思うわけですが、見解を承っております。

○赤澤政府委員 ただいまの御指摘の点は、私も日ごろ考えておる点でございますが、この法律の目的は、御承知のように、中小企業者の機械設備の近代化ということと、それから機械工業の面での振興と、両面がございします。いまお話の点は、販売をいたしております機械メーカーの面が、少し大企業のほうが売り上げ金額として多いのではないかと、こういうお話でございます。確かに統計上、先ほど申し上げましたように、ごく新しいので調べてみますと、約七六%くらいが、保険金額の面では機械メーカーとしては中小企業以外のもの、こういうことになっておるわけでございます。その点は御指摘のとおりかと思ひます。ただこの点は、大メーカー、中小メーカーそれぞれ機械種が異なっております、やはり大メーカーのほうがその点は販売力強い、あるいは割賦資金を豊富に持っておる、こういうことから、どうしてもやはり金額的には大企業のほうが出てまゐるのはやむを得ない面もあるかと思ひます。

しかしながら、利用者の面では、先ほど申し上げましたように、非常に多くの面が中小企業の利用者に利用されているわけでありまして、機械メーカーの点につきましては、いまお示しの点もございします、私どもかねがねそう考えておりますので、なおこれ以上中小の機械メーカーがこの制度を十分利用いたしまして、今後保険という制度の完全な利用のもとに割賦販売を促進していくように努力をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○岡田委員 本保険制度は、損失補償については補率二分の一、すなわち五%になっておるわけですが、このてん補率を、八年間の運用から見

て、この際引き上げるといふ点について当局は検討されたかどうか。そしてまた、いま私の質問でも明らかにしておられますように、機械振興の側面から見れば、中小企業メーカーについて特にこれを優遇するといふ点については、当然私は検討されてしかるべきではないかと。言うなれば、中小保険契約者に対して特例を設ける、こういうような措置といふものは当然検討されてしかるべきではないかと。本法改正案を提出するにあたって、これらの点についてはどのような検討がなされたか、またどうお考えになっておるか、承っておりますか、と思ひます。

○赤澤政府委員 保険のてん補率でございますが、いまお話しのように、この保険は五〇%のてん補率といふことになっております。それで、保険のてん補率が高ければ高いほど、保険利用にとりましては非常に好ましいこととございまして、いまお話しのように、特に中小の機械メーカー等にとりましては、てん補率が高ければ高いほど利用が促進されるという面があることは確かでございます。しかしながら、本保険は、法律にもございしますように、毎年毎年ではございませぬ、ある程度長期にわたった感じでございますけれども、収支の均衡を維持するといふことが法律上のたてまえと申しますか、前提といふことになっております。したがって、いまてん補率を引き上げるといふことになりまして、現在の保険収支の状況でございしますと、やはり保険料率を一面上げなければならぬ、こういふような結果が出てくるわけでございます。そこで今回も、法律改正を考へます際に、何とかてん補率の引き上げができないかといふことで収支の面から検討してまいりましたが、現状のところでは、ただてん補率だけを上げて保険料率をそのままに据え置くといふことはいささか困難ではないかと、こういうふうな判断をいたしておるわけでございます。

ただ、将来経済情勢が相当変化をしてみたりまして、保険の収支等につきましても、ある程度恒常的に黒字が見込まれるといふようなことも考え

られないわけではございせんので、そういったような保険収支の状態を踏まえまして、そういった事態が見込まれるような感じになりました場合には、やはりてん補率の引き上げといふことを考へていかなければならぬ。またその際は、いま先生から御指摘がございましたように、特に規模別によるてん補率の格差といふことも当然考慮し検討しなければならぬ問題である、かように考えておるところでございます。

○岡田委員 確かに四十三年度までのトータルでは、事業収支の累計が一億一千二百万円赤字であり、四十四年度は大体三千百万円の黒字になる。久しぶりに黒字に転化する。もちろん本保険の実績は、景気の動向によって左右されることは当然でありますけれども、四十四年のこの黒字の実績から、大体黒字を続けるのではなからうかという判断もありまゝです。いま局長が答弁された点については、こういう実績のありまゝてん補率をすぐ変えるといふことは、確かに困難かと思ひますけれども、この点の検討を特に要請をいたしておきたいと思ひます。

次に、本保険で、一カ月支払いされない場合については、保険金が二分の一支払われるわけですが、しかし、メーカーとして、あるいはまたディーラーとして、機械引き揚げの場合、その引き揚げた機械を評価をして転売した場合、そのうちの二分の一が保険に戻される、こういう仕組みになっておるわけですが、しかし、私の調べたところでは、この引き揚げ機械の評価、あるいはまた転売の一定期限、転売価格等についてメーカーにまかせつきである、こう言つても差しつかえないと思つておりますけれども、本保険の趣旨からいっても、これらについては、一定の目安といひますか、基準といひますか、とつき過ぎるかも知れませんが、指導的目安といひますか、そういうものがある程度設けられてしかるべきではないかと、こういう感じがするわけですが、この点については、従来一体どう指導されてきたのか。また、これから新しいローン販売制度を採

用するにあたって、これらについて何らかの目安をつける用意があるかどうか。この点について承っておきたいと思ひます。

○赤澤政府委員 ただいまのは、機械を引き揚げます場合の評価の問題、あるいは転売価格の問題、こういった点のお尋ねでございます。

この保険は、先生も御存じのように、保険事故類からいけば引き揚げ機械の価格を評価する、いわゆる実損補てんと申しますか、そういった形を実はとっておりません。

〔委員長退席、鴨田委員長代理着席〕

保険事故が起りますと、それはそれなりにまず保険金を払いまして、あとその機械が売れた場合に、その売れた機械の転売価格の五〇％を政府に納付する、こういう制度でございます。したがって、実損補償という形をとっておりませんので、まず引き揚げた場合の評価はどうかということ、保険の制度上と申しますか、保険の運用上は直ちに問題になってこない、こういう仕組みになっておるわけであります。

そこで、メーカーが今度は、引き揚げました機械を他のものに処分をする、転売をするといった場合、一体政府がそれをチェックするかどうか。あるいは、それについて何らかの評価基準を設けて、あまり安売りをさせないようにする、こういうことが適当かどうか、こういう点でございます。

これは、御指摘もございましたが、私のほうでも、何らかそういった点についての目安と申しますか、いま先生も目安とおっしゃいましたが、そういうようなことも必要だという気が実はしないでもございません。ただ、メーカーといったにしても、五割は政府に納付いたしますが、五割は当該企業の収益として還元されてまいりますので、年間一万三千件売っておりますうちで、事故件数はそう多くはございませんが、それにしても、当該機械というものがどの程度、何年使われたのか。また転売先によりましては、どういう使われ方をしたのかといったような、詳細な点まで立ち

入ってまいりますと、私どものほうでいろいろとそれを評価するということはいささか困難があるのではなからうか、こう思うわけでございます。

そこで、メーカー自身も、転売しました価格の五割は企業収益になるわけでございまして、その辺はひとつメーカーの自由意思で——やはり彼らも一番いい時期に最もいい価格でこれを売るに違いない、こういうような経済原則と申しますか、そういった面をとりまして、あまり制度的に本制度がそういったことでトラブルを起こすという事柄が、手続が煩瑣になると申しますか、そういったことを避けて、できるだけメーカーの自由意思にまかせながらやっていったほうがいいんじゃないかならうか、こういうことで、現在のところは、まだその面につきましては、何らかの評価的な制度をとるといふような仕組みをしていない次第でございます。

○岡田委員 従来の実績から見ればそう問題もなかったかと思ひますけれども、新しいローン制度を取り入れてこれから販売実績等を伸ばしていくということになってまいりますと、やはりこの面で事故が起る可能性というものはあるのではないかと。五十万のものを三十万で裏で操作するということも不可能ではないわけですから、そういう意味で、これからローン販売制度を取り入れて積極的に進めていくというその積極面からすれば、この点は当然検討されるべき課題だと思ひます。

で、その点を指摘いたしておきたいと思ひます。本制度の中で貸与機関に対する補償の保険を行なっておるわけですが、現在この貸与機関は二十三機関あるように承知をいたしているわけですが、都道府県の数から見れば、二十三の貸与機関というものはきわめて少ないわけですが、しかも機械貸与制度というのは、本制度以上に優遇措置もとられておりますし、また返済期間も、本制度でいけば三年以内であります。五年以内という優遇措置もとられておるわけですが、さらに国家資金が四分の一、都道府県の資金が四分の一入っている。五割は自治体と国の資金がこの機関には

入っているわけですが、しかもこの貸与先は、中小企業、零細企業という対象にほとんど限られておる。こういう面から見ますと、貸与機関の設置というものは、もちろん、予算の關係で逐年ふやしてきたのでありますけれども、これは早急に貸与機関をほとんどの都道府県に設置することが望ましいし、本保険制度の改正の趣旨からいっても、貸与機関の増加というものに積極的に取り組んでまいらなければならないのではなからうか、かように思うのでありますけれども、その見通し、考え方に ついてこの機会に承っておきたいと思ひます。

○外山政府委員 貸与機関につきましては、小規模企業も効率的な設備近代化ができるようにという配慮で、御指摘のとおり四十一年度から発足いたしましたので、毎年五つずつ新設してまいりまして、現在二十三にまで達しているわけでございます。さらに四十五年度には五機関新設いたしましたので、合計二十八となる予定でございます。今後におきましても、都道府県の希望をよく考慮いたしまして、できるだけ前向きに増設につとめてまいりたい、こういうふうな考え次第でございます。

○岡田委員 この貸与機関の設置についての都道府県の希望というのは、今年度五機関設置するわけですが、相当多いのですか。その設置をしたいというのにこたえ切れないのか。むしろ消極的なのか。この傾向についてはいかがですか。

○外山政府委員 四十五年度につきましては、希望の県は全部、私ども努力をいたしまして財政当局と話をつけました。実際問題といたしまして、都道府県にもいろいろな事情がございまして、来年度もぜひやりたいというふうなことをすでに言っている県もございまして、しかし、全部の県が一斉に手をあげるといふ状況でないことも事実でございます。

の貸与実績はどういう傾向にあるのか。それと同時に、貸与機関において、それぞれのユーザーの希望に対して——二十三機関あるのでありますけれども、もちろんその地域地域の事情はあると思ひますが、傾向としては大体どの程度機械貸与がなされておるか、そういう点について御説明をいただきたいと思います。

○外山政府委員 貸与機関の貸与実績でございますが、四十一年度発足いたしましたときは、件数で六百四件、貸与額が八億五千三百万円というふうな承知をいたしております。四十二年度は、件数に少しづつふえておりまして、四十二年度は、件数にいたしまして一千二百二十二件、十七億一千四百万円。四十三年度は千四百四十一件、貸与額にしまして二十六億二千三百万円。四十四年度につきましては、見込みでございますが、千七百二十五件、貸与額にしまして三十四億五千万円というふうな順調なふえ方をしておるわけでございます。

なお、もう一つ御指摘の採択率と申しますか、需要に対してどの程度充足しておるかどうかという点は、いま詳細の資料がございせんが、私の承知する限りでは、約八割くらいは充足しておるのではないかと。いふふうな承知いたしております。

○岡田委員 貸与機関というのは、いま私が申し上げましたように、国並びに都道府県が四分の一ずつの資金を出してこの機関の運用をはかっているわけですが、本保険制度は、いわばメーカーに対して二分の一、五〇％補てんをする。同様に貸与機関に対しても五〇％の補てんであるわけですが、しかし国の資金、都道府県の資金が五〇％入っておる貸与機関でありますから、もちろん保険料率等についても特例を設けなければならないことは、前提としては当然でありますけれども、このてん補率を引き上げるといふことは——メーカーの場合と貸与機関に対する補償の場合、当然国の資金も入っておるわけですから、貸与機関については、他のメーカーに対するてん補率よりも優遇されてしかるべきではないのか。そういう保険

制度の運用であつても決しておかしくはないと思ふわけですが、むしろ積極的にそういう面を検討されるべきではないか、こう私は判断するわけですが、見解を承りたいと思ひます。

○赤澤政府委員 てん補率の引き上げ問題につきまして、先ほどお答えいたしましたとおりでございますが、いづれ保険収支の改善状態を見計らいまして、私どもとしても前向きに検討いたしたいと考えておりますが、その際に、先ほどのように、規模別の点についてなお検討いたします際には十分配慮いたしてまいりたい、こう思つておるわけでございます。

そこで貸与機関の問題でございますが、実際問題といたしまして、貸与機関が保険に加入をいたしまして以来、どちらかと申しますと好況が続いておりますために、現在のところ保険事故はきわめて少数でございます。また保険でてん補されました残りの分につきましては、府県がこの貸与機関にその大部分を補償しておるというふうな実情もございまして、貸与機関の運営上てん補率の引き上げということが、現在まだ私どもの手元までには問題として上がつてきていない実情でございます。ただ、全体の点から申しますと、いまお話しのように、特に零細企業を中心にしたしまして都道府県の施策の重要な柱にもなつておられますので、私ども、今後てん補率を引き上げるといふようなことの検討をいたします際には、貸与機関の性格等にかんがみまして、十分考慮してまいりたいと考えております。

○岡田委員 本法の改正は、ローン保険制度を取り入れるというのがその趣旨でありますけれども、しかし、この賦払い保険制度が実施をされておき、ローン保険がまだ取り入れられておりませんけれども、しかしすでにローン保険で販売をしていく実績というものが出ていくわけですが、これは一体どういう理由によるものか。また、いま制度がないのにローン販売の実績というものはどういう状態になっているのか、この二点についてお伺ひしたいと思います。

○赤澤政府委員 一般にビジネスローンといわれておりますが、銀行がまずメーカーと基本契約を結びまして、そしてメーカーの割賦販売をいたしますお金を銀行が肩がわりと申しますか、銀行から直接消費者に融資する、こういうのがいわゆるビジネスローンといわれているものでございまして、

このビジネスローンにつきましては、御承知のように、当初耐久消費財を中心に銀行が始めてまいたわけでございますが、最近、設備機械等につつましても、同じようなものが実施をされるということになってきておるわけでございます。

こういうものが一体どのくらいあるかということ、今回法律の改正をいたしますに際しまして、昨年調査をいたしたのでございまして、これは耐久消費財まで全部ひくるめまして、これは耐久消費財で全部ひくるめまして、都市銀行では三十九年度八件ぐらいてございまして、ものでは毎年二倍ぐらいたつて伸びてまいつておる。昭和四十四年には約三百七十件ぐらいたつておる。このほか地方銀行あるいは相互、信金といったようなものでひくるめると、大体昨年あたりで八百九十五件、約九百件ぐらいたつておるのではないかと、私ども調査の結果では見ております。ただこの中で、業務用の電化製品といったような耐久消費財に近いものが大半半数以上ということでございます。

現在私どもの保険の対象基準となつておるものだけをその中から引き抜いてみますと、大体昨年あたりの実績では、約七十四、五件ぐらいて、七十五件程度がいわゆる純粋の設備財のローン基本契約がある、こういうふうな判断をいたしております。

いま保険がないのにこういったものもぼつぽつ出てきておるという状態でございますが、このローン基本契約をいたしますと、メーカーは銀行に対して保証契約をするわけでございます。そういう点から見まして、いわば中小の機械メーカー等がこういったローン販売をするという

ことには、やはりいろいろな難点も出ておるわけでございます。いまの七十四件というものがどんな感じかということも調べてみました。これは大メーカーばかりとは限っておりません。中小の機械メーカーの中にも資金力なり経営の内容のしつかりしているものが相当ございしますので、そういうところは、やはり銀行と相談をいたしましてローン基本契約を結んでおります。ただ何ぶんにも、やはりどちらかといへば資金力の弱いと思われる中小の機械メーカーは、なかなかこういふことについて保証契約を取り結ぶ段階に至つておられないので、今後この改正法が成立いたしますれば、この面は相当急速に伸びていくのではないかと、こういう判断をいたしておるわけでございます。

○岡田委員 本法改正でローン販売制度を取り入れて、賦払い制度といわば二本立てでまいるわけですが、しかし、いま局長の説明からいっても、むしろこの法改正によつてローン販売制度はさらに急速に伸びていくのではなからうか。そうして旧来の賦払い制度、割賦販売を代替する可能性すら持つていくのではなからうか、こう一応判断もできるわけですが、そういたしますと、これと関連して、先ほど申し上げましたように、実際八割強の大企業が販売機械に対する保険を実施しておるという実績から考えて、また中小企業と金融機関との結びつきの弱さ——もちろん中小企業の中でも信用のあるところは銀行と契約は結び得るでしょうけれども、概して一般論で言えれば中小企業と金融機関の結びつきは非常に弱い。こういう面でも、さらに保険法の改正というものが大企業メーカーの販売力というものをより一そう強化していく結果に終わるのではないかと、一応このようにも見ることはできるわけですが、この点の見解はいかがですか。

○赤澤政府委員 メーカーの数から申しますと、先ほど来ちょっと御説明いたしましたように、メーカーで約八割、ディーラーでは九割といったものが、従業員千人以下といひますか、中小企

業——厳密な意味での中小企業のワケからはちよつとはみ出ますけれども、いわば中堅企業以下のところ、これに利用されておるものが現在の割賦保険の現状でございます。ただ、いま御指摘もございしましたように、金額の面では七六割ぐらいいわゆる厳密な中小企業以上のものというふうな形にもなつておりますので、一面から見ますと、さらにこれにローン保険を追加するということ、銀行と結びつきのいい、いわゆる純粋の中小企業以上のものがこれをどんどん利用していくこととなるのではないかと、こういうふうなことは私も考えられないわけではないというふうな思ひます。

ただ、ローン保険の場合にいたしまして、中小の機械メーカー、こういったものが、銀行とは関連がありながらも保険がないためにいわば信用保証ができない、銀行に対して保証債務をやれない、こういう面があると思ひますので、私はどちらかといへば、むしろこの保険が制定されることによりまして、中小企業に類する機械メーカーは銀行との話がよりスムーズになつてくる、こういう面も確かにあるのではなからうかと思ひます。そういうことから、むしろこれからローン保険が増加すると思ひますと、いままでローン販売を実施することができなかつた中小のメーカーといったものの利用率が急速に伸びていくのではないかと、こういう気がいたします。

もちろん保険が実施されますと、大メーカーのほうもそれなりに非常に有利になつてまいりますから、金額的にどういふふうな結果が出てまいりますか、一年なり二年なり様子を見てみたいと思ひますが、おそろくローン保険の締結と申しますか、こういった面からいひますと、中小機械メーカーのほうで急激にこれを利用して当面は伸びていく、こういう感じになるのではないかと、いう予想を持っております。

○岡田委員 いまの答弁の予想であれば、まことにけつこうな話のわけですが、しかし、そういう予想を實際にそのとおりに進めていくためには、一

つにはやはり機械振興の面で中小メーカーの近代化を促進するということが積極的にとられなければならないと思うのです。それと同時に、ローン普及にあたっては銀行との協力——もちろんこれは景気の動向や金融政策によって左右される面も出てくると思いますが、ある程度安定化させるという意味では、特に銀行との協力関係というものが大事ではないか。なかならず中小機械メーカーの近代化と銀行との協力、この点にこの制度を採用する場合には重点的に意を用いなければならぬのではないかと、私はこういう見解を持っています。この点についてはいかがですか。

○赤澤政府委員 いま御指摘の点は全くそのとおりだと思います。私も、こういったようなローン保険を実施いたしますに際しまして、全銀協あるいは地銀協その他関係の団体ともいろいろと接触しまして、その方々の御協力、御納得も十分得た上で今回これを実施したいということに踏み切ったわけでございます。今度この法案が成立をいたしましたので、いよいよ実施をするという段階になってまいります。いま御指摘のとおりのようなことでございまして、今後中小機械メーカーと銀行とのつながりを一そう密接にいたしますように、私どものほうもさらに以上、銀行関係、特に中小メーカーの場合でございまして、都市銀行を含めて地方銀行、相互、といったようなところが中心になるかと思っておりますので、こういった面の一そうの努力をいたしまして、銀行の十分な協力を得るよう施策を進めてまいりたいと考えております。

○岡田委員 ローン保険を実施するにあたって、いままでの賦払い制度で二十八区分のそれぞれの指定機種というものが選定されて、政令で定められておるわけです。しかし、すでにこのローンを実施している内容を見ても、さらに指定機種に指定してもよいものも見られるのではないかと、こういう気がするわけです。したがって本法改正にあたって、指定機種の拡大というものは当然再検討

されなければならぬし、ある意味では積極的な機種の拡大をはかってしかるべきではないか、実はこういう見解を持っておるわけです。その点についてどうかというのがまず第一点。

それと同時に、機種の選定についての基準というものは、政令ではそれぞれ指定された機種が区分ごとに定められておりますけれども、選定の基準というものは、一体どういう基準を置いてこれから機種の選定にあたっていかれるか。この二点についてお答えいただきたいと思っております。

○赤澤政府委員 まず後段のほうからお答え申し上げたほうがよろしいかと思っておりますが、現在の機械保険の対象機種につきましては、御承知のように政令で二十五機種が指定をされております。この二十五機種を選びました基準をいたしましては、三点あるわけでございまして、第一点は、中小企業の設備近代化に非常な効果を持つておる機種であるということ。第二点は、機械工業の振興の見地から重視すべき機種であること。第三点は、割賦販売が当該機種につきましてかなり広く行なわれており、したがって、これに対する保険制度がかなり大きな効果を持つてあらうと思われること。この三点が、従来から私どもが機種を選びます際のいわば基準と考えておるものでござい

ます。そこで、ローン保険を新設をいたすわけでございまして、これについて何か新しい機種を考えてみようではないかということ、これまた昨年来いろいろな点から検討をしております。

現在の二十五機種というものをとって業界の実情を調べてまいりますと、大体割賦販売が行なわれておる従来の商取引あるいは商慣習と申しますか、機械のそういった販売の形態の中で割賦販売が行なわれておる設備機械の大部分は、この二十五機種で網羅されておるのではないかと、こういうふうに思っております。ただローン保険が行なわれますが、これまた実質的には同じような形の信用売りの形態でございまして、まずまずこの二

十五機種で当面はやっていけるのではないかと、こういうふうにも思っておりますけれども、今後経済の進展に際しまして、ローン保険ができたというものですと、何らかの新しい分野の割賦販売、こういったものが出てこないだろうか、こういう気もいたします。

そこで、具体的に一、二検討をいたしました例を申し上げてみますと、たとえばトラッククレーンでございまして、あるいはこれはいわゆる純粋な設備機械とは申せないかもしれませんが、最近、中小企業等へ小型の電算機の割賦販売を行なっております。そういう実情も承知いたしておりますので、今回のローン保険の新設を契機に、さらにこういうものについて業界の実情を十分調査をし、検討して、もしそういったことがローン保険の実施にあたって有効であるというふうな調査がまとまれば、私も積極的に機種に追加をしてみたい、かように考えておる次第でございます。

○岡田委員 私は、いま局長が答弁されたように、特に今後の企業のあり方から見て、電算機あるいは大型の会計機といえますか、こういう種のもが中小企業の近代化にどうしても必要だと思っております。そういう点で私は、そういう機種が追加選定されることをむしろ希望している、こういう立場から質問いたしておりますので、この点特に実現できるように検討を進めていただきた

い。次に、ローン保険の場合も賦払いの場合もそうでありまして、実績によりまして、保険加入企業がメーカーで百九十六、ディーラーで百八十二という数字が出ておるわけです。そういったと、保険の契約のしかたで、メーカーと直接保険契約をする場合、それからメーカーとディーラーと包括的に包括保険契約をする場合、それからディーラーが保険契約をする場合、大体三つの形態というものが保険契約という場合に出てくるわけです。もちろん今日の機械の流通機構その他の面から考えて、こういう傾向はある程度やむを

得ないという側面は私も理解できるわけですが、しかし本法の趣旨からいって、契約のあり方としては、やはりメーカーが契約する。メーカーとディーラーが包括契約をするというの、同じ意味でありますから、これは同時に受けとめられるわけです。しかし、ディーラーと保険契約をするという場合においては、そういう傾向は理解できるとしても、この保険制度の趣旨からいえば、前段のメーカーもしくはメーカーとディーラーの包括保険という方向のほうが望ましいのではないかと、こういう判断も一応できるわけですが、こういう点については見解はいかがですか。

○赤澤政府委員 これは機械の販売と申しますか、こういったような割賦販売をいたします実態にも触れますので、私も非常にむづかしい問題だと思っております。いまのところ、いま先生から御指摘がございましたように、まだ本保険の商社の利用度と申しますか、これは全体の約半数くらいであるかと思っております。機械メーカー自身がこの保険を利用して直接利用者へ売る、割賦販売をするというほうが好ましいようにも思いますが、ただやはり商社は商社なりにいろいろ機能を保持しております。特に中小企業等になりますと、むしろ商社の資金力、販売網等を利用いたしまして、割賦販売をするという例も相当多数あるように、私も承知をいたしております。そういった面で、一がいにはメーカーの直売りということがふえていくことがいよいよにも、ちょっと断定いたしかねるのじゃないかとも思っております。いずれにしても、中小の機械メーカーが割賦販売をいたします際の現実の販売のしかた、あるいは仕組みというものの上に基づいて保険制度が実施されておりますので、いま御指摘のようなお考えもあらうかと思っておりますが、このあたりは、まあ商売の実態という面もございましょうから、必ずしもメーカーのほうに近寄っていいと思いますか、保険制度の運用の上でメーカーを重視すると申しますか、そういったように運用するのが適当であるかどうか、この辺は非常にむづかしい問題でござい

ますが、検討させていただきたいと思っておりますので、ご意見を伺います。

○岡田委員 私、本保険制度運用の実績からいへば、メーカーとディーラーが企業から見れば大体フィフティ・フィフティである、そういう状態の場合にはその問題がないと思うのですが、しかし将来、これからローン販売制度などを取り入れて拡大していく場合に、ディーラーのほうに急速にふえていく——もちろんそのことによって、たとえ事故が起きている、メーカーはディーラーに売ってしまったわけですから、メーカーの場合には損失は全然こうむらない。結局ディーラーが契約者でありますから損失をこうむる。したがって、ディーラーが破産しない限りはメーカーには直接影響がないという結果に実態はなるわけですね。したがって、いまの程度だと理解もできますけれども、将来運用していくにあたって、どんなディーラーがふえて製造メーカーのほうは非常に少なくっていくことになるかというところ、なにかという感じがするわけですね。それと同時に、販売実績から見ても、実際大企業の場合には非常に高いわけですから、大企業の場合には、特定の総代理店とか代理店というディーラーをつくるというところは、やはり容易にできるわけですね。しかし、中小企業メーカーの場合にはなかなかそれができないという傾向もあるわけであって、いままでの八年間の運用の実績では私も理解できませんけれども、将来ディーラーのほうだけがふえていくというのはいかかという感じがいたしますので、この点、今後、本制度改正にあたっては、運用についてやはり十分配慮すべき事項ではないかという点で指摘をしておきたいと思ひます。

それと同時に、ユーザーの側から、信用供与を受ける場合に、期間が長いほうが有利である。しかし、これは保険料率の関係も一応出てくるわけですね。ただこの場合、従来の割賦払いの期間、ABCに区分されてそれぞれの基準がございますけれども、ローン販売の場合には銀行との契約によって期間が大体定められる。たとえばAが三年

間の期間があるとしても、このローン制度の場合には二十回払いだという銀行とメーカー、ディーラーが契約した場合、従来の賦払い制度の期間よりも短かくなつてきめられる傾向が強まってくるのではないか。もちろんこれは資金力の問題も当然これに付随してくるわけですね。そういう点では、本制度を改正するにあたって若干心配なわけですが、この点はどうか。それと同時に、今度新しくローン保険制度を取り入れて、保険料率については、従来の割賦払いの保険料率と同じように扱うのかどうか。特に保険料率を改正する意思があるかどうか、この二点について承わっておきたいと思ひます。

○赤澤政府委員 いまのローン販売の場合の割賦期間の問題でございしますが、これも通常は一体どうかということ、全部網羅的に調べたわけではございませんので、あまり確信を持って申し上げられるかどうかかわかりませんが、私どもで二、三調査いたしました例から申しますと、次のようでございます。

ローン販売のいわゆるビジネスローンの全体の平均的な期間は、先方も御指摘のように比較的短いという感じがいたします。といひますのは、先ほども御説明申し上げましたように、ただいま実施されておりますいわゆるビジネスローンの実態が耐久消費財中心というような形でございしますので、勢い、その期間はあまり長くないという感じがしております、そういうような原因にもよるのではないかと思ひます。

そこで、ビジネスローンの中の設備機械を実施している分はどんな実情かということで、金属工作機械について調べてみました。これは昨年の調べでございますが、これを調べてみますと、私のほうの現行の保険に付保されております割賦販売の平均期間、これはただいまのような金属工作機械につきましては一六・八カ月というのが平均でございますが、ローン販売の場合には、ただいま申し上げましたように、悉皆調査したわけではありませんが、約十九カ月前後ということになって

おります。こういったことから、ローン販売によるから必ず期間が短くなるかという懸念もございしますが、調査した限りでは、どうもローン販売のほう期間が短いというようなことでもないというような結果でございします。

それから利率の問題でございしますが、この点につきましましては、現行保険の利率とローン保険の利率とを比べるという考えは、いまのところ持つておりません。

○岡田委員 いまの説明で理解できるわけですが、いづれにしても、従来の機械賦払い保険制度を運用している実績よりもユーザーが不利になるという側面が出てくると、本法改正の趣旨はあまり意味を持たなくなってくるのではないかと私は心配をします。そこで、保険料率のみならずそれらの点について、特段、法を運用する場合において注意していただきたいと思ひます。

それと同時に、ローン保険を取り入れてまいりますと、先ほど説明がありましたように、大体急速にさらにこの制度は伸びていく、利用者が伸びていくのではなからうか、こういう見通しが一応述べられておられるわけですが、そういう見通しがこの保険を実施するにあたって、保険規模というものが拡大をしていくことが当然ついてくるわけですね。そういう観点から見れば、現在のこの保険の資本金というものは現状のままでいいのかどうか。当然これは増加をしていく、ふやしていくということが考えられなければならないと思ひます。うですけれども、当面の見通しについて資本金と関連をしてみようと思ひたいと思ひます。

○赤澤政府委員 ローン保険を実施した場合、どのくらいの保険契約金額になるだろうかという見通しをさせていただきますが、昨年、実はこのローン保険をやるとき、メーカー、一部ディーラーもございしますが、こういった方々がどの程度これを利用したいと考えておるか、こういった希望調査も実は実施をいたしました。そういったことから逆算をして考えてみますと、おそらくこのローン保険の利用金額というのは、四十五年度、当初の年

度でございしますが、五十億円程度かと私も思ひては思つております。ただいま全体の保険が約二百億円でございしますから、その四分の一ぐらいの規模でローン保険というのがスタートをしていくのではないかと、かように実は想定をいたしておるわけでございます。

そこで、御指摘の第二点でございしますが、ローン保険の実施をいたしますと、保険規模がいま言ったように五十億余り増大するという見込みを持つておりますので、資本金はどうか、こういう御質問でございします。この資本金は、御承知のように、本特別会計におきましては十億七千万円の資本金で現在運用いたしております。

この十億七千万円という資本金の規模でございしますが、これは御承知かと思ひますが、過去三十九年、四十年、四十一年あたり相当な保険収支の赤字を持つておりました、そういったような事態に対処いたしましたのでこの資本金というものがきめられておられるわけでございます。現状で見てもいりますと、まず昭和四十四年度見込みもほぼとんと、わずかながら黒という感じがございします。そこで、当面ローン保険の実施に伴ひまして資本金を増加するという必要ではないかと思ひます。かろうかと思つております。もちろん、将来こういった保険の運用にあたりまして、全体の経済動向とも関連をいたしますが、非常に不況で事故が頻発をするというようなことになって、特にそれがローン保険の場合に多いというようなことにはなりません。考え直さなきゃならぬと思ひますけれども、当面この保険の発足にあたりましては、増資をする必要はないかと考えております。

○岡田委員 私は最後に、この保険制度の対象機種で機械振興の面が非常に叫ばれて、今日までいろいろ施策をとられてまいつたわけですが、そういう戦略的に続けられたわが国の機械工業、特に本保険制度で対象機種種の輸出の実績というものはどういふ傾向にあるか。本保険制度が機械工業振興に果たした役割りというのは、一面輸出の方向

か、相当程度伸びております。ただ、いまお話しのような御指摘の点も、私も十分反省する必要はある点でございまして、私も決して、関係のメーカーあるいはこれを利用される中小企業の方々、こういった方々からできるだけ定期的にと申しますか、アンケート等もとりまして、本制度がますます運用しやすくなり、また、したがって、契約金額の面でも伸びていきますように、今後、調査もし、また検討もし、いろいろな御指摘を受けている点は十分改善する方向で努力をしてまいりたいと考えております。

〔鶴田委員長代理退席、武藤委員長代理着席〕

○松尾(信)委員 そういうこともありまして、結局、通産省におけるいろいろの窓口事務ですね。そうしてその前に、メーカーなりまたはディーラーがいろいろの現実に販売している、割賦なりローンをきめていく場合、そこに、まず通産に来る前の段階にも、いろいろの制限的なものがあるんじゃないか。そこに何か利用を阻害しているようなものがあるんじゃないか。まあ担保をとるとか、または保証人を立てるとかというようなことで、法の目的とするその伸ばしていくんだ——それと、現実に通産に来る前の段階でも、何かそこに阻害されていくようなものがあるんじゃないか。その点はどうでございましょうか。

○赤澤政府委員 いまお話の点でございしますが、まず私どものほうの事務手続の改善につきましては、昨年電算機を入れました、これは非常にスピードアップいたしますようなことで、相当程度改善を見たと思っております。

いまお話しのような、この保険を使う以前の問題。この保険にかかりたいけれども、どうも何かの事情でかけにくい、こういった面があるいはいろいろあるのかもしれないと思えます。この点は、先ほど御説明申し上げましたように、この保険を利用いたします人たちの大部分が、メーカーの面でもまた利用者の面でも中小企業でございまして、したがって、その面につきまして、私もい

まのところ、特にこういった面はどうかというようなことは聞いておりませんし、もちろん、保険を運用いたします上からは、担保とか保証人とかいったようなことは、要件でも何でもございせん。実際の売買行為の中でそういったものが、あるいは実際の何にかやられているものか、あるいはこういった点等につきましては、なお中小企業庁のほうとも十分連絡をとりまして事実を調査し、また、そういったような点が出てまいりますれば、中小企業庁のほうとも相談をして、その改善方に努力をしてまいりたいと思っております。

ようなものになってくるわけでございます。保険制度がいいのか、補償制度がいいのか、こういったような施策を実施いたしますときにどちらでいくべきかというような議論は、おそらく制定当時からあったように私は承知をいたしております。ただ、いろいろな議論の末、やはり保険制度でいいかという点に決定を見ておりますので、したがって、保険制度の基本になります収支均衡原則というものがここにも作用をしてくる、こういうのが現状であろうと思っております。

業の設備近代化をねらいとした一つの制度でございまして、そこで、他の、たとえば中小企業金融の保証制度でありますとか、ただいま御指摘のような機械の貸与制度でございまして、あるいは、今後中小企業のためにどういう道が一番いいか、これは中小企業庁が絶えず検討いたしておるところでございまして、なお私もこの制度につきましても、長期的な観点から今後絶えず検討を加えてまいりたい、こう思っております。

次には、保険の収支の点でございすけれども、この法のたてまえは収支がとんとんであるということですね。第六条の保険料率のきめ方につきましては、収入が支出を償うようになっておるというわけでありまして、思うのでありますけれども、このような収支ととんとんという考え方ですね。これは昭和三十六年に制定されておるわけでありまして、制定当時、とんとんといくんだとか、またはそこにいる議論があつたのじゃないか。そういうことで、制定時に議論があつた、またはいまでもここには何か考え方があつたら承りたいと思つておる。

最初にも、やはり補償が保険かというような問題が、やはりこれは議論されたことは承りました。いろいろの社会的情勢も変わつてまいっておりますし、あらためていまだとどうだということではなくて、お互いの懸念を申し上げますか、そういう中小企業に對する基本的なものの考え方ですね。先ほどの機械を貸していくとかいろいろあります。ありますけれども、この近代化に対する政府の大きな施策の一つとして、あくまでも保険だけでこのままで押し通すか。もうそろそろこの中小企業というものをいろいろの面で——いま中小企業は困つております。国際化、情報化、労働対策で、もう公害なんかになりましてお手あげであります。そのようなことが一ぱいありまして、非常に情勢も変わつてきておりますし、その情勢を中小企業がまともに受けております。でありますから、保険でいいのか、または思い切つて補償というところまで考えていくべきじゃないか、こう思うのであります。その点につきましては、どういふものでございましょうか、大きな問題になってまいりますか。

次に保険料の問題でございす。保険料を引き下げることでないかどうかですね。御説明によりまして、これはわかります。保険料の取り方でありまして、これは長期的に見て収支の均衡がはかれるようになっております。短期に見ればうんと赤字が出る場合もございまして、また不況のときには倒産、倒産でうんと赤字がぼつとくるかと思つておるのですけれども、これを何年かならしてみますれば、長期的に見れば結局黒字になつていくんだ、これは保険のたてまえからそうであると思つておるけれども、先ほどの私の——まあ局長さんでは無理でありますけれども、社会保障的なそういう意味合いから、保険料については、かりにいま三千万残つているとか四千万残つているとか、それが累積して八千万になり、やがて一億ぐらいになる。どういふところでこの保険料を下げていくのか。やがてということではありますけれども、これは基本はうんと下げてもらわぬといかぬわけでありまして、でありますから、見通しは、長期的には均衡をとるというふうなお答えかと思つておるけれども、そのところは非常にむずかしいと思つておるが、現実二年、三年と

いま、いろいろな制約と申されましたが、もちろん財政当局、財政面からの制約のあることは、特別会計でございすからございすけれども、ただ保険制度は、いま申し上げましたような全体の制度の中の一環として、一つのベースの上でございすので、これをもしはずすとすれば、保険制度というよりもむしろ損失補償制度、そういう

○赤澤政府委員 これは私がお答えしたほうが適当かどうかわかりませんが、中小企業の振興制度につきましては、いまお話しのようないろいろな仕組みが現在とられております。この保険制度も、主として中小企業にねらいをつけました、中小企

いまのような状態が続けば、この保険料はお下げ

う機種がほしいとか、こういうものを追加してもらいたいというような希望はございませんでしょうか。お尋ねします。

○赤澤政府委員　機種の点につきましては、私ども重工業局でいろんな機械関係の団体も所管をいたしております。そういったような団体につきまして、定期的な会合もございますので、この保険の立場から、最近特にこの割賦販売を実施し始めたような機種があるかないか。それから、逆にまた中小企業庁のほうにも、中小企業者として特に割賦販売を希望している機種はないかというふうなことを、おりに触れて調査もし、意見の聴取もしております。そういったことから、最近浮かび

上がつてきておりますのが、先ほどもちょっと岡田先生の御質問でも申し上げましたが、トラッククレーンというの³だ、最近割賦販売の実績が増加をしておりまして、かつまた、中小企業のほうも、これあたりはぜひ保険の対象にしてもらって割賦で買いたいというような希望も出ておりますので、トラッククレーンについては、なお詳細

な取引実態を調べてみたいと思っております。

先ほどの岡田先生の御質問に答えましたように、機械の選定の基準等に合致するような状態になっておりますれば、私ども積極的に機種を増加をはかっていきたい、かように考えております。

○松尾(信)委員　先ほどの御説明では、小型電算

機ですか、こういうものもいま考えておるとい
うようなお話でありまして、まことにこれはけっ
くだと思うのでありますが、なおなお、この中小
企業の事務能率という立場でしようか、小型電算
機は、ちょっと説明をお願いします。

○赤澤政府委員　御指摘のとおりでございますし

て、従来は、この保険制度の対象は、純粹な設備機械、こういったものに限られておったわけでございますが、いまお話しのように、中小企業もこれから国際化の時代に入りますので、やはり事務

管理の能率化、合理化を極力推進しなければなら
ない。そうしますと、どうしても電算化という問

らえば、まず実態が割賦販売というものであり、かつまた、それが中小企業の省力化なり設備の近代化なり事務の合理化なりに役立っていく、そういった機械、こういうことの上に乗っかっておる

いった機械、こういうことの上に乘かっておる制度であろうかと思ひます。ただ、それだけの消極的な意味だけではなくて、ただいま先生から御指摘のように、私どものほうから、これを保険機種にあげてもいいから、ひとつ割賦販売を大いに進めたらどうか、こういった積極的な指導もせよというような御趣旨の御指摘かと思ひます。もちろん、制度そのものは、いま申し上げましたような業界の取引の実態の上に乘つておる制度でございすけれども、私どもこういった制度を活

用いたしまして、いまお話しのように積極的に、保険にかけてもいいから、ぜひひとつ割賦販売というものを中小企業を中心にやってみたらどうかというような行政指導と申しますか、奨励といいますか、そういうことも今後十分考えていきたい。こう考えておきます。

○松屋(信)委員　非常にけっこうだと思うので

昔の考え方をもうざらっとやめまして、いまほんとうに困っておる中小企業に対応できるように変わらなければならない。三十六年当時の考え方を、やはりいまはすでに基本的に変えていくときがもうきておる。むしろ積極的に、これは保険制度というものを拡大していくべきである。

のにしていくならば、この限度額も活用されていきましようし、保険の当初の目的が多方面にわたって達成されていくでしょう。むしろ私は、いままでのことを変えて、積極的にこれはどんどん推進していかなくちゃいかぬのじゃないか、こういうことでありますが、そこはどうでしょうか。

ほんとうにいままでの考え方をもううんと変えて——変えてというよりいままでの考え方を推進しながら、こういう面もまたうんと取り入れて、そうして中小企業の困っている面にひとつメスを

九
当てていこう、こういう考えをお聞かせ願いたい
と思うのです。

○赤澤政府委員 ただいまの二十五機種でございますが、あるいは御承知かと思いますが、三十六年度発足当時はこれが四機種であったのでございます。その後、三十七年度にさらに八機種を追加し、また三十八年度にも四機種を追加いたしました。その後一番大きな追加をいたしましたのは四十一年度の指定でございます。一機種削除しましたが、ミシン等、十の機種をここで追加いたしました。現在二十五機種になっておるわけでございます。もちろんこの機種の選定にあたりましては、お示しのように経済の実態と不可分でございますので、経済の実態がどんどん進んでいくというときに、いつまでも従来の機種を墨守しておるといふよりは、むしろ先ほど申し上げましたように、こういった保険制度がある、その保険制度を活用することによって機械メーカーが積極的に割賦販売を実施していくといったような方向に、機会あるごとに関係の業界とも話し合いをしながら進んでまいりたい、こう思っております。そういうふうな状況が、追加工場というものはもちろん反対ではございませんし、そういった方向で積極的に考えてまいりたいと思っております。

○松尾(信)委員 それで、ローンが行なわれた、そのローンを取り入れるというのが今回の考え方基本だと思えます。そのように新しいものが出てくる。それをやはり取り入れていくということになってきておるわけでありまして、いままで近代化もいたしました、今度は省力化だとかいろいろの問題が出ておるから、いろいろそういうところを窓口を広げて適用させていただきたい、これを切望する次第であります。

次に保険の利用上の問題でございます。先ほど御説明のとおり、購入者といえますか、ユーザといえますか、この希望を見ますれば、中小企業向けが九七％。そうすると残り三％が中堅といえますか、そのような企業に利用されておるのだということでありまして、この比率というものは変わっていくものかどうか、三％のほうを伸ばしていくべきか、そのような考え方につきまして、ちょっとお聞きしたいと思えます。また傾向としてはどうかということでもあります。

○赤澤政府委員 はい、へんむずかしい御質問でございます。利用者と申しますか、割賦による機械の購入者の比率がこれから先上がる、か下がるか。いまお示しございましたように、いまのところ、いわゆる純粋の中小企業は九七％、残り三％が中堅企業、こういうふうになっておるんですが、おそらく割賦で設備機械を買うというものは、やはり大部分が中小企業になるのではないだろうか、こう私は思います。また、その点にもこの法律のねらいがあるわけでありまして、もちろん中堅企業等でもこういったものを利用しておるといふ向きがありまして、そういった面がふえてくれば、事故率が減って保険収支がよくなるという面等もあるいはあるかと思えますが、といって、そつちばかりをねらって収支をよくし、まあ料率の問題等にいたしまして、全体を検討するというふうな持っていくのも、これは中小企業対策が最大のポイントでございますので、いかがかという気もいたします。こういった点でたいへんむずかしい御質問で、答弁がいたしかねますが、おそろしくこういった傾向は今後もあまり変わりなく続いていくのではないかと、やはり中小企業者の購買者がほとんど大部分を占めるというふうな傾向は今後も続いていくのじゃないだろうか、いまのところこういったような感じでおります。

○松尾(信)委員 その点よくわかりますが、この保険の利用というものをうんと上げたいという考えなんです。これは皆さまのそちらにもあると思うのです。ワクに比べていつまでも少ないという現実、そこは頭打ちという問題じゃないのです。どうにかしてこれをどんどん活用と申しますか、保険の本来の目的に沿った広がり、伸び、そのようにありたいと思うわけなんです。それから言いまして、かりに中小企業の利用がだんだん頭

打ちの状態と申しますか、何か伸びが悪いということになりまして、押えていきますと、三％の中小企業のほうが、おまえはだめだ、だめだということになりました場合、ワクがありながら利用できない。むしろ保険の本旨には反してまいります。だから、いまお答えのとおり、中小企業の考えからいけば反してまいりますけれども、保険の利用という面からいって保険料が安くなるわけですよ。先ほどちょっと局長のお答えもありました、結局中小企業がワクがありましてそのワクを消化しきれない。そういうものがある程度利用させておいて、負担しておる保険料を安くしていく。ワクがうんとある場合には、そういうこともひいては中小企業のためにいいんじゃないか。私は大企業をどんどん伸ばしていきなさいというのじゃなくて、ワク等のあり方から見て、事故の少ないそういうところにある程度利用させて保険料を下げていくのも、過渡措置としては中小企業のためにいいんじゃないか、こういうたてまえから聞いておるわけですから、どうでしょう。

○赤澤政府委員 興味あるといつてはたいへん失礼でございますけれども、非常にいい示唆をいただいております。ただやはり、私もこの保険の立場から申しまして、私もと保険契約をいたしておりますのはメーカー並びにディーラーであります。この売り先についてできるだけで中小企業——本法の目的がそうでございますので、中小企業を中心に活用してくれということには申ししておりますが、もちろんそれに一定の限度というのか、ワクがあるわけじゃないと。これはやってもええほどほどこうなわけでありまして、ただ、いま御指摘のような点もありません。ただ、いま御指摘のような点もありません。で、中小企業に限らず、最近特に企業規模も全体にレベルアップしておりますので、いわゆる中堅企業といった面にもこれが十分活用されていくように、契約者、いわゆるメーカー、ディーラーの段階でも、私も大いにそういった面も今後は強調してまいりたいと思っております。

ただ、やはり中小企業が目的であるという点は、これは本法の目的でありますから、その点は以前に変わらなう努力していきたい、こう思っております。

これは本法の目的でありますから、その点は以前に変わらなう努力していきたい、こう思っております。

○松尾(信)委員 ほんとうをいえば、そのような邪道といえますか、はずれた方向で保険料を下げていくというような考え方は、あまり喜ばしいことではありませぬ。私も不愉快な話なんです。でありますから、本格的に中小企業がこれを利用と活用できるように——そうであるならば、保険料もこれ以上下げることができない。保険料を下げるめども当分ないと私は思うのです。で、補率もそうだと思うのです。そうしますと、やはり利用度のレベルアップをどうしてもはかっていって、本来の目的を果たしていかなくちゃいけない。ここに今度は重点を置まして、お互い大きな力を入れてこれを促進していただきたいと思えます。その点はよろしく御検討願いたいと思

最後に、先ほどちょっと触れてまいりました補率の問題で、これは重複いたしますが、やはり一応お尋ねしておきます。

実際の中小企業九七％のそういうユーザであります。保険料を少しぐらい高くしてもらって、もてん補率を上げてくれないうような希望は、全然ありません。

○赤澤政府委員 私どもいろいろ契約者の方々と接する機会があるわけでございますが、ただいままで私どもが聞いておりましたところでは、保険料率を上げてもてん補率を上げてくれという声は、まだ出ていないように思っております。

○松尾(信)委員 それから、またてん補率の問題であります。五〇％というこのてん補率は最低じゃないか、いろいろの政府保険を見まして、なお、やがて輸出保険法も出ますが、これは七五％を九〇％にしていこうとしております。そういうふうに、一連にこのてん補率を引き上げていく、うんとカバーをとっていかうという考え方があられるのですけれども、どうも先ほどの収支均衡の基本的な考え方、そういうことで、てん補率の

てん補率の問題で、これは重複いたしますが、やはり一応お尋ねしておきます。

実際の中小企業九七％のそういうユーザであります。保険料を少しぐらい高くしてもらって、もてん補率を上げてくれないうような希望は、全然ありません。

ともできないのか。それでは進歩も発展もないのだ。私が言っていることが、確かに実態論としてはそうなんだというようにあなたが理解されるならば、じゃその体系を変えていくという努力がなければならぬと思ふ。また、現在の法体系というものがどうなっておるかということ、われわれは知っている。改めなければならぬということだからこの附帯決議をつけたわけだ。だから、この附帯決議というものをあなた方は全然問題にしないということになる、いまの答弁であれば。現体系においてはどうも形式上問題があるのだけれども、指摘されるようなことは、実態論の上からいってこれは確かに考えなければならぬことだとお考えになるならば、そういうことに今度は努力していくこととでなければ私はならぬと思ふですね。

あなたの方のほうは、どうもあまり形式にとらわ

れている。私は電気ガス税の問題でもしばしば指摘しているのだけれども、従価税と従量税——電気ガス税というものは従価税を賦課しているわけですね。そうすると高いガスを供給する。その供給を受け取る消費者は、高いガス料金というものを負担しているのです。その高いガス料金を負担しているにもかかわらず、従価税なんだから税金も高いという矛盾があるのです。だからこれを従量税に直していくということであるならば、その点調整ができるわけですね。少なくとも国がやることは、そうした高い料金を負担しているそのこと自体が矛盾なんだから、せめて税金の面でこれを公平にしていこうという態度をおとりになることが、私は当然のことだと思ふ。そういうように、税金を取りやすいようにして取ろうということ、現在の従価税を従量税に直していこうという努力をあなたの方のほうではおとりにならぬことは、きわめて不都合だと思ふのです。だから、私がいま指摘したことに對して、あなた自身は、現体系の中においては無理と思ふのだけれども、確かにこれは考えなければならぬことだということにお考えになるかどうか、その点どうなんですか。

○降矢政府委員 固定資産税の課税標準の特例につきましても、一つの考え方で行っているわけでごさいます。いまのガス事業あるいは電気事業につきましても同様の課税標準の特例がございます。それは、やはり再三申し上げているように、いろんな規制がきわめて強いものがあります。と同時に、反面、そういう規制のもとでさらにそれを普及していかなければならぬ、こういう面から税制上特別の措置を考慮するという発想であると考へております。したがって、そういう範疇に入らないものまで広げるということは、結局一般の資産と同様になりやせぬか、こういうことでありますので、附帯決議の中でございました簡易ガス事業につきましても、いま申し上げたような同様の規制がございますので、これは前向きに検討しなければならぬと考へておりますが、後段に

つきましては、再三申し上げているような考え方ごさいます。

○中村(重)委員 LPガスの小規模導管供給の七十以上、いわゆる今度ガス事業法の中に組み入れられるものに対しては、固定資産税の割り増し償却を都市ガスの事業と同様に扱うのでしょうか。前向きにやるというのではなくて、その点は決定しているのでしょうか。

○降矢政府委員 昨年七月に御答弁申し上げましたことでありまして、その後この法律が審議未了になりました。したがって、この法律の成立を期してあとでこれは処理するというところごさいます。御案内のとおり、固定資産税は一月一日現在の資産について課税することごさいます。従来、固定資産税の課税標準の特例につきましても、すべて立法等待って処理することにしておりまして、簡易ガス事業につきましても、今回のガス事業法の改正の成立を待って前向きに検討したい、こう考へております。

○中村(重)委員 前向きの検討なんて、そうむずかしいことを言わないで、そうしなければならぬというように考へて、その方針である、そのことをびしとお答えになつたらどうなんですか、そのお役所答弁ばかりむずかしいおやりにならぬで。考へてごらん下さい。これはガス事業法の中に入っているのです。いまいわれる公益事業なんですよ。それが従来の都市ガスだけ固定資産税の割り増し償却があつて、LPガスによるところの導管供給がガス事業法の中に組み入れられたにかかわらず、固定資産税の割り増し償却をしないというふうな提案をしたところが、そもそも誤りがあつたわけだ。その点は、前回私の指摘に対して明快にお答えになつておられる。だから、実は手続上こうなんだけれども、それは、この法律案が成立をいたしましたならば同様にこれの取り扱いをする方針でありますということを、明確にお答えになつたらどうです。前向きに検討するなんて、そういう、どちらにでも逃げられるような答弁でごまかしてはだめなんですよ。

○降矢政府委員 御案内のとおり、結局最終的な決定はしてありませんので、そういうお答えを申し上げているわけでごさいます。お気持ちのとおりに考へていらっしゃる次第ごさいます。

○中村(重)委員 後段の問題の七十戸以下のやつですが、これも公益事業という面からいえば、いまのあなたの答弁が全く当たっていないということにはならないのです。現在の法体系の中においては、あなたの答弁は、私はわかるわけです。しかし、それを改めてほしいと言っているのです。これは、七十戸以上で都市ガス事業の中に組み入れていくものであろうとも、それ以下であらうとも、消費者にとっては全く同じなんです。そうして公益性という形においても、これは変わらないのです。しかも、それは零細な業者が事業をやるわけです。だから、国民の負担の公平を期するといふような面から、私は、そうした実態というものの上にとつた措置というものが、当然考へられなければならないと思ひます。だからして、その点検討する用意があるかどうか、もう一度ひとつお答えを願ひたいのです。私ではできません、大臣でなければ、こうおっしゃるのだったから、そのとおりの答えになればよろしい。

○降矢政府委員 やはり課税標準の特例という問題は、使用者の側にも関係がありますが、事業者の側におきましても、やはり普通の特例を受けるものとある程度同じような規制に服しておるといふことが、課税標準の特例を認める前提だろつと思ひます。そういう意味におきまして、再三お答え申し上げておるような考え方ごさいます。

○中村(重)委員 まだ大臣見えませんから、ガスのそれでは建設省と運輸省お見えですから、ガスの導管を共同溝に入れるかどうかということについては、いろいろ研究もされたようでごさいます。が、御方針としては、どういふことになつておりましたか。

○多治見説明員 お答えいたします。道路の下にいろいろな埋設物を入れるという場合に、個々に、たとえば電気、ガス、水道と現状ではばらばらに入れているというのが実態でございまして、これを一つの共同溝をまとめてつくります。その後の補修その他の面から見ても、非常に便利であるということで、できるだけ共同溝にまとめて入れたいということで努力しております。何ぶん御承知のように、多額の投資を必要とする事業でございまして、われわれの希望しているほどの進捗は、現在のところはなかなかできていないというのが実態でございまして。

○山本説明員 お答え申し上げます。私どものほうの監督は、地下鉄を建設いたしましたる免許でございまして、工事の施行認可、こういった分野を担当しております。地下鉄を道路の下に建設をいたします場合は、法規に従ひまして道路管理者の許可を要することになつておることは、先方も御承知でございまして。したがって、ガス、水道、通信、電力、こういうケーブルを地下鉄の中に入れておられるということにつきましては、これは、鉄道事業者とそれぞれの事業体あるいは公共事業体、こういったところの協議ということになつておる。現在、最近建設されます地下鉄の躯体の中には、部分的に共同溝が併設をされておるというふうな実態がございまして、私も鉄道のほうの監督をいたします立場といたしまして、通信、それから電力ケーブル、こういうようなものは、わりと技術的に簡単に入ると思ひますが、ガスというふうなことになるかと、相当むずかしいような場合が出てまいりますので、この辺は、私どもの立場といたしまして、鉄道事業者の設計その他について、いろいろ審査の過程において意見を申し上げておるというのが実情でございまして。

○中村(重)委員 私が聞くところによりますと、ヨーロッパ諸国なんか相当調査をされたらしいが、ガスを共同溝に入れるということになってくると、ガス漏れがある、電線なんか入るとスパークを起す、それが爆発するということで、ヨーロッパ諸国等も、共同溝の中にガスを入

るということはなかなか問題だという状態だといふことも伺っているわけですが、かといって何とかしなければ非常に事故が多いわけですね。だから、見通しとしては可能性というものが薄いのかどうか。いまお答えがありましたけれども、御方針というものがありませんから、その点をひとつ、公益事業局長からも、また多治見道路局長からも、いまだ一度お答えを願いたいと思います。

○馬場(一)政府委員 先生いまお話のございましたように、昨年通産省につくりましたガス導管防護対策会議の諸先生方に、この共同溝にガス導管を入れる点につきましては、特に欧米の例まで御視察をお願いしました。それで欧米では、共同溝にガス導管を入れることは、わりあいと普遍的でないわけでございます。そのときの問題は、いま先生御指摘になりましたように、ガス導管を収容いたしますと、ガス導管の事故がございましたときに、ほかに一緒に入っているものにいろいろ与える影響があるということからだというふうにとらえておりました。特にこの防護対策会議で、その保安上の問題点ということで研究をする必要があるという点として指摘されている点は三つばかりございます。

一つは、共同溝にガス導管を入れます場合に、その共同溝にガス導管が入りますという貫通部でございますが、これが地盤の不当沈下等を起こしましたときのガス導管の破損防止について十分検討しなければならぬという点が第一でございます。もう一つは、共同溝の中で温度変化がございましたときに、ガス導管が膨張あるいは収縮をいたしましたときの破損防止についても、十分技術的に検討しなければならぬという点が第二でございます。それから第三点は、万一共同溝内におきまして、都市ガス導管からガスが漏洩いたしました場合に、それが爆発限界に達しないように、緊急遮断ベントでございますとか、あるいはガスの検知機、あるいは強制換気というような設備につきましても、十分技術的に検討すべきである。この三点が対策会議の報告書に書かれておりま

す。これらの技術上の問題点を十分詰めることをやらなければいけません。そのことをやりますと同時に、基本的には共同溝のメリットというのは、先生仰せのとおりあるわけでございますから、これらの点を十分詰めるのと並行いたしますと、共同溝に入れるという点は前向きに検討していきたい、こういうふうに考えております。

○多治見説明員 お答えいたします。先ほどお答えいたしましたように、道路管理者の立場から申し上げますと、地下埋設物、道路の下にいろいろ入っております電線その他、できるだけその後の保守等の問題を考えまして、共同溝におさめていただければ、道路管理者としては最上の状態ということで、われわれとしては、できるだけ共同溝を設置してその中におさめていただきたいということで、関係の各機関にいろいろお願いしているわけでございますが、何ぶん御承知のように、共同溝の建設自体に非常に多額の投資を必要とします。また、それぞれの共同溝におさめる事業の事業主体の財政的な負担の問題もございまして、なかなかわれわれの希望するような共同溝の事業は進んでいないというのが実態でございますけれども、現在約五キロメートルぐらいの共同溝で鏡意やっておりますわけでございますが、ただガスについては、他の電気、通信等の問題と違っていて、保安の問題が一つ大きくございまして、この点につきましては、先ほど公益事業局長から御答弁ありましたように、われわれのほうといたしましては、保安の問題に対する完全な技術的な解決ということができれば、共同溝にできるだけ入っていただきたいということでお願いしております。また、先ほど御答弁ありましたように、いろいろな問題があるというふうに聞いております。

○中村重三委員 それから、この前東京瓦斯の板橋の事故がありましたときに私どもが感じ取ったことは、地下鉄工事をやったわけですね。そこへガスの導管がある。だからそのガスの導管を今度

はまた埋めかえるというような作業をやらなければいかぬという形が起つてきた。そのガスの導管をそこで移動させる、そして埋め戻しをやるというところになるわけですが、その場合に東京都が事業主体になるわけはやっぱり思ったのです。ところが鹿島建設に請負をさせておいた。ところが保安責任者である東京瓦斯はこれに対して監督責任も何もないのでした。まあ何らかの協議というふうなものがあったようですね。けれども、それはあくまでも協議であって、工事の施工方法等については、特別のこれを左右するような権限というものがありません。これはやはり問題なんですね、ガス導管というものがガス事業者の責任であるということとであるならば、そのガス導管を移動させるという並びにそれを埋め戻し等をやるというふうな工事は、当然この保安責任者の責任の中で進められていくということが適当ではなからうかというように感じました。その後私がどうなっているの

であらうかという調査をいたしました。前よりもまあいろいろ監督を出してもらいたいというふうなことで、実際問題として監督をするような立場にはある。しかし法的に、制度的にそれがそうになっているというところではない。お互いに事故を起こすとこれは損害をする、迷惑をかける。だから事故を防止するというところで協力し合おうじゃないかという程度にすぎないということですね。だから、制度的に何かその点保安上の立場から考えていかなければならないのではなからうかという感じがいたしますが、これもひとつ馬場さんと多治見さんからお答えを願っております。

○馬場(一)政府委員 ガス導管が入っておりますときに、そこに他工事が行なわれますときの相互の連絡体制といえますか、協議体制というのをしっかりやらなければいかぬということは、先生お話しのとおりでございます。昨年設けましたこの防護対策会議におきまして、その辺のところは、実際の道路工事、いろいろな他工事をやりま

た。ただ問題があるかということ、十分お詰めいただいたわけでございます。そこで、この対策会議の報告には、その辺の連絡協議体制につきましては、特に工事を始めます際あるいはあと工事等が行なわれますときには、必ず両者の責任者が責任をもつて、ガス事業者も立会し、そして、それを受け入れる他工事業者におきまして、責任のある方が現場に一緒に立会していただいて間違いのないようにする必要があります。ということとは強調せられておりました。われわれといたしましては、とりあえずこの対策会議の報告を受けまして、本年の二月に道路管理者あるいは土木工業協会の会長、それから帝都高速度交通営団の総裁、それから五大都市の交通局長等に対しましてその趣旨を申し上げまして、事故防止措置の推進をお願いしていただくところでござい

ますが、一方このガスの事業を監督する立場からいたしまして、ガスの導管の防護方法、その保安上の基準につきましては、十分その趣旨に沿ってまいりました。また一方、他工事業者に対しては、すでにそういうことでお願いをいたしておりますが、なお監督官庁であります建設省、運輸省とも十分御協議をいたしまして、相互の協調連絡体制に抜かりのないように一そう注意をしております。かように存じております。

○多治見説明員 お答えいたします。いま公益事業局長からお答えしたことで尽きると思っておりますが、道路管理者の立場といたしましては、特にガスの危険性ということについては十分理解しているつもりでございます。道路法の占用の許可をいたした場合に、必ず既設のガスの占有の責任者、これはつまり協議をして、その立ち会いなりあるいはその責任的な監督のもとにおいて工事をやれという条件をはっきり付して、この事故防止の完全を期すということで、他の工事の占用の許可の申請がありました場合には、必ずそういう条件をつけて許可しているというのが実態でございます。ガスの特殊性といえますか、

ガス事業に基づく安全性の問題については、ガス事業者の御意見が十分工事に反映するようにできるだけ努力しているつもりでございます。

○中村重三委員　いま馬場さんのほうでは、都市ガス業者に對しては指導監督をきびしくやっていく、他の業者に對しては協力を要請していくと、まあこういうお話であった。これは当然だろうと思うのですよ。しかし、指導監督を何ばきびしくしていくといっても、たとえば板橋の場合は、東京瓦斯がガス導管の管理者であるわけですね。保安責任者でしょう。ところが東京瓦斯といふのは、あのガスの導管の移動に對して、あるいは工事の施工方法に對して、何らの権限というものがないわけですよ。それはいろいろ注文をつけることはできるかもしれないですね。だから端的に言えばあなたのほうが指導監督をやつて、それに沿うようなやり方をやる、そして保安を強化するといふならば、やはりもうガス導管に關する限り、その工事というものは保安責任者が責任を負う体制をつくる必要があるのではないか。東京都がその工事を請負に出すというならば、東京瓦斯がこの請負をやる。そしてそれを鹿島建設なら鹿島建設に下請に出すという形をとると、その点責任が明確化すると思うのですね。だから、単に事故を起こさないようにしなさいよというその面からだけの指導監督ということでは、私は十分だとは言えないと思うのですよ。そこまでお考えになったことがありますか。あるいは検討なさいましたか。

○馬場（一）政府委員 この導管のある場所におきまして道路工事その他の工事が行なわれますときに、導管にいろいろの受け防護、つり防護等をいたす場合がございます。あるいは移動をする場合がございます。その場合にガス事業者といたしましては、いわゆる専門の立場から、その他工事をやる業者に対して、ガス導管防護の見地から、他工事のやり方を、こういうぐあいにしてほしい、あるいはこういう防護方法にしてほしいという、あるいはこういう防護方法にしよう、相互の責うことを、先ほども申しましたように、相互の責

任者の間で十分に合意の上で取りきめる。そしてその状況どおり工事が施工されておるかということとを随時見回りをするということは、他工事業者のほうにも強く要望し、またガス事業者の保安規程等におきましてもそのようにするように強力に指導してまいりたいと思います。ただ、他工事そのものの監督をガス事業者にその分についてやらせるということにつきましては、現実的には相当むずかしい問題であるかと思ひますので、やはり他工事業者に対して十分注文をつけて、そのとおり実施されるかどうかということを随時、一緒になって十分に監視をする、こういう方向でまいりたいと思つております。

○中村(重)委員　それは、対策上それで十分だとお考えになるならば、それでよろしいわけです。まだ、いろいろその点をお尋ねしたいこともありまうけれども、大臣お見えですから、大臣にお尋ねいたしますが、通産省以外の各省の方はお引き取り願ってけっこうです。

この前私が、導管供給の問題について大臣の基本的な考え方をお尋ねしたわけですが、それに對してお答えを願ったわけです。ところが、ただただいております資料等を見ますと、この「簡易ガスの事業の概況」というので、いわゆる一般ガス事業ですから、これは都市ガス事業者ですね。これの導管供給の状況というものはここで明らかになっておりますが、問題は、LP業者がいわゆるボンベの一本売りから導管供給をずっとやるようになってきたわけです。それは規模がずっと大きくなりましたですね。ところが、これではどうもいまの液化ガス法では不十分なので、そういうものを何とかひとつ措置しなければいけないのではないか。ガス事業法の改正といったようなこと等も含めて、これを検討していく必要があるのではないかということ、私どもは当時の通産大臣に強く要望したわけです。それに基づきまして改正案というものが出てまいりましたが、この改正を見ますと、むしろ、都市ガス業者が、いまはその事業許可を受けて一つの供給区域というものがある

りますが、休眠区域というのが非常に多いわけですね。そこで、休眠区域をなくするための措置もいろいろお考えになっていらっしゃるようでごさいますけれども、この簡易ガス事業に都市ガスを引く者がむしろ依存をするというようになりかねない。そうならないと、私も、この導管供給というのに対して何かもう少し法的措置を強化していく必要がある。こういっただけを逆、本来の都市ガス業者が、いわゆる導管供給というものをさらに拡大せず、供給責任を果たさなければならぬのかかわらず、それをむしろさぼって安易に簡易ガス事業にこれを切りかえていく、これに依存を強くしていくという形になるのではないか。その点、私は問題であると思うわけでございます。したがって、その点に対しては大臣はどうお考えになっておられるのか。これは、やはり前回お答えを願ったのより基本的な考え方に私はなろうと思っておりますので、お聞かせ願いたいと思います。

○宮澤國務大臣 一般ガス事業者が過渡的に簡易ガス方式によってガスを供給するということは、消費者の立場からいってそれは必要な場合が多いと思いますけれども、そこでいわばなまけてしまつて、本体導管の延長を怠るというようなことがございますと、これは供給責任を十分に果たしていないということになりますので、そこで、一般ガス事業とみなすということで、将来において本体導管との連絡を確実にするということにしたわけであります。また、この第五条の第六号もそういうような趣旨で書かれたものでございますし、前回の国会の当委員会において修正が行なわれましたのも、そういうことであると思います。

私どもは、この法が成立いたしました場合に、その運用にあたっては、この御趣旨を十分に考慮して、連絡の現実性の判断につきまして、その一般ガス事業者の規模、能力、都市化の進展等々と考えながら慎重に審査をする。また一ぺん、みなす一般ガス事業として許可しました限りは、その導管の接続についてきびしくこれを担保してい

くような監督をしていきたいと思つております。

○中村(画)委員 五条の六号、許可の基準は、実は、原案を当時修正したわけです。したがつて、いまの大臣の御答弁は、これは当然なんです。私がお尋ねしたいのは、そのこともあります。あります。この簡易ガス事業の供給計画というものを、一般ガス事業の供給五カ年計画というのがありますから、その中でどの程度織り込んでいこうとしておるのか。

それから、いま一点は、いわゆる小規模導管供給事業というものを、簡易ガス事業としてLP業者に今度はやらせることになる。都市ガス業者がやる場合はみなず一般ガス事業、こうなる。LP業者がやります場合は、簡易ガス事業という形でこれやることになってまいりますから、簡易ガス事業の供給計画というものがなければ、私は、改正案の柱ですから、その点は重要であると思います。したがって、簡易ガス事業の供給計画はどうなっておるのか。

それから、都市ガス事業者の行なう四十七年度までの五カ年計画の中に簡易ガス事業、みなすガス一般事業をどの程度織り込んでいこうとお考えになっていらっしゃるのか、この二点をひとつお聞かせ願いたい。

○宮澤国務大臣　政府委員からお答え申し上げます。

○馬場()政府委員 お答え申し上げます。

都市ガスというものは、御承知のように、供給区域について供給責任を持っておる事業でございますので、これにつきましては、今度の改正ガス事業法におきましても、御承知のように、供給計画を出させまして、計画的にその普及をはかっていくという体制をとるわけでございます。一方、この簡易ガス事業あるいは一本売りによるガスの供給というようなのは、供給区域ということとでなくて、むしろ、特定の地点に需要が起きましたときに、これに対して簡易な設備で供給するという性格の事業でございますために、いわゆる都市ガスの五カ年計画というふうなものには

ちよつとなじみにくいことは御承知のとおりでございまして、ある大きな団地等が都市計画の進展に応じてできました場合に、これに対して都市ガスがいけません場合に、簡易ガスが入っていくというところで逐次伸びてまいり、こういう性格のものであるかと思ひます。

したがいまして、今後、そのいわゆる簡易ガス事業が五カ年間にどのくらい計画的に伸びていくかという、計画というようなことには、ちよつとなじみがたいかと思ひますが、ただ、LPガスの普及の見通しという点について、役所の資料によって申し上げますと、石油供給計画の中でいわゆるLPガスの事業活動の見通しというのがあります、これによりまして、昭和四十三年におきましては、LPガスが、これは一本売りあるいは簡易ガスの形態をとりますものを含めまして、大体一千三百九十九万六千戸の家庭にLPガスが入っておりますが、昭和四十七年におきましては、これが千五百十五万戸ぐらいという見通しの数字がございまして、

○中村(重)委員 性格というのか、たてまえというのか、それは私もわかつてお尋ねをしておるのですよ。ところが、いまあなたのほうで、四十七年度の計画を出しになっていらつしやるのです、都市ガスは、四十二年間に八百七十七万二千戸と、四十七年度には一千二百一十一万九千戸です。いいですか。これに対してLPガスは、四十二年間に一千二百九十七万二千戸です。これが四十七年度には一千五百十五万戸というところでございまして、これはもう、LPガスの伸び率というものはここで非常に低いわけです。都市ガスはもう、異常にこの伸び率が高いわけですよ。

こうなつてくると私の疑問というものが出てくるわけですよ。要するに、この法律の改正案というものの柱が簡易ガス事業というものを設けたというところなんです。それは、LP業者がやっているボンベの一本売り、それをできるだけ導管供給にして直していくということが、料金の適正化をはかる上からも、保安の完全を期する上からも必要

であるということなんです。それならば、LPガス事業というものの導管供給に対する計画というものが改正案の柱ですから、その計画というものが当然なければならぬと私は思うのです。そして、あわせて改正案に対する説得力というものが私は出てくると思うのです。それをお持ちになつていらつしやるのです。だから私は、この改正案というものは、都市ガス業者に簡易ガスという名の、いわゆるみなす一般ガス事業という形において事業をやらせるといふことがねらいの法律案みたいになつてゐるんだ、こういうのです。それで本来の都市ガス業者に対するところの、いわゆる導管供給による供給というものをサボらせる結果になるのではないかと。

いまの五カ年計画の中に、都市ガスとLPガスというものは違ふのだから、なじみにくいとおつしやるのだけれども、これは五カ条六号によりまして、いわゆる本管との接続というようない見通しはどの程度かということに對しては、これは明記していらつしやいませんか、三年以内を考えていらつしやるのですけれども、私も一年とすることを指摘したので、三年以内ということを考えていらつしやる。それならば、四十七年度の五カ年計画のその供給区域の中において、都市ガス業者が導管と本管と三年以内にはつなぐのだということ、その供給区域の中にみなすガス一般事業の許可というものが当然出てまいります。そして初めて四十七年度の五カ年計画の中に、その供給区域がどの程度かということが出てこなければならぬ。私は当然出てくるだろうと思ひます。したがって、五カ年計画の中にみなすガス一般事業というものをどの程度織り込んでいくこととしておるのかということぐらいの見当は、しておられるだろうと私は思ひます。しておられないとすれば、職務怠慢もはなはだしいと私は思ひます。

また、いま私が申し上げますところのこの簡易ガス事業というものが柱である以上は、簡易ガス事業というものがこれからの程度伸びていくのか。ボンベ売りと導管供給とを含めましたもの

がこの程度の伸びでございすなんというふうなあいまいなものでなく、これが一つの柱だから、この柱に沿つた計画というものがあつてしかるべきだと思ひます。それがなければならぬと思ひます。その点を私はお尋ねしてゐるのです。

○馬場(一)政府委員 都市ガス供給区域の中で、本来これはいわゆるみなす一般というふうな形態ではなくて、都市ガス本来の姿で一般導管供給をできるだけの積極的に行なつていくべきであるといふことでございまして、その導管供給による本体の都市ガスの供給計画といふんです、五カ年計画の数字は先ほど申し上げたとおりでございまして、この中には、いわゆる都市ガス業者の行ないますみなす一般ガス事業というものは、もちろん入つておらないわけではございません。都市ガス業者が簡易ガス事業によつていわゆるみなす一般ガス事業を行ないますことは、本来の役割りからはずれておる過渡的なものでございまして、われわれはこういうものを都市ガス普及計画の中に、計画的に何ぼ何ぼになるかというところは入れておりません。これは変則的な事態でございまして、

そういうものがございまして、できるだけすみやかに本体に連結をいたしまして、いわゆる本体として都市ガスを、先ほど申しましたような計画で供給できるように、都市ガス事業者を指導する方針でございまして、

○中村(重)委員 そうしますと、あなたのほうの方針として出ております「家庭用ガス体エネルギー普及見通し」の需要家数は、都市ガスは、先ほど申し上げましたように、四十二年の八百七十七万二千が四十七年度には千二百一十一万九千、LPガスは四十二年の千二百九十七万二千が四十七年度には千五百十五万にすぎない。これは都市ガスの場合には、いわゆるみなす一般ガス事業ということ、このいわゆる特定発生設備による供給ではなくて、導管供給に基づく本来の都市ガスの伸び率であるというふうな理解してよろしいわけですね。

○馬場(一)政府委員 先生おつしやるのとおりでございまして、先ほど申しました四十七年の千二百一十一万九千戸という計画数字は、いわゆる一般導管による都市ガス本来の供給形式による供給計画の数字をあけておまして、むしろこの時点におきまして、みなす一般ガス事業が過渡的に幾つかあるかも知れませんが、それは計画に織り込んでおりません。

○中村(重)委員 どういうことでこういう数字をお示しになったのか。四十二年に、大臣、LPガスは五十一パーセントです。四十七年度には五十二パーセントが拡大するだけ。都市ガスは四十二年三二・一パーセント。これが四十七年度には何と四一・六パーセント。このとおりいけば私は好ましいことだと思ひます。しかし、現実問題としてLPの普及率というようなもの、四十二年から四十七年度までの間にわずかに一パーセントの普及率の増というようなことは、どういふことで試算なさつたのか知りませんが、これはちよつと的はずれのような感じがしてなりません。

そこで、五カ条六号の、本管に接続をするためのLPガス、いわゆるみなすガス一般事業としての認可というものは、これは本来のことではない、これはきわめて例外的なものだ、こういうことでありましたが、それならば、この場合には地方ガス事業調整協議会の意見を求めるというふうになさるのが適當ではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○宮澤國務大臣 それはどの場合でございませうか。つまり、みなす一般ガス事業は暫定的なもので、長くやることは許さないと申すことを申し上げましたが、協議会の議を求めると言われまして、そのどの場合でございませうか。

○中村(重)委員 いまの場合でございまして、例外的にやるのだから、これは決して好ましいことではないのだ。好ましいことではないのだが、どうもそのほうに依存する可能性なしとしない。それをチェックするためにも地方ガス事業調整協議会の意見を聞くというふうなことのほうが、いま

通産省がお考えになっていらっしゃる趣旨に沿うのではないかと私は思います。その点いかがでしょう。

○宮澤国務大臣 この法律そのものが、そういう事態を要則、暫定的な事態だと考えておりますし、したがって、この法律案に従って行政をいたしますので、これはそういうものを許可いたします場合に、行政官庁がそういう態度で許可をすればいい、そういう考えで、そのこと自身は協議会にかける必要はないであろう、こういうふうなためまででございます。

○中村(重)委員 供給区域内である場合、LP業者が導管供給をやります場合、地方ガス事業調整協議会の議を経なければならぬのです。LP業者の場合は、都市ガスの供給区域なるがゆえにということ、地方ガス事業調整協議会の議を経るということが法的に明らかになっておる。ところが、一方本来の業務でないようなことを都市ガス業者がやる場合、そのときは地方ガス事業調整協議会の議を経ないということとは不公平ではないかと私は考えておるのです。それほど例外なことであるならば、地方ガス事業調整協議会の議を経るくらいの準備があつてしかるべし。そのことが、この法律案というものを円滑に運営していくことの効果というものも出てくるのではないかと、この法律案というものを円滑に運営していくという気がしてならないのです。その点はどういう見解でございますか。

○宮澤国務大臣 それは思いますのに、本則といえますか、本来の望ましい姿は都市ガスが普及をしていくということでございます。それから、これが現実な計画をもって普及していく限り、それを推進することが消費者の利益になる、こういう考え方があつて、ただ、そういう一般ガス供給事業者といえども、にわかには本導管につないで供給することができないとすれば、それはきわめて暫定的な、かつ変則的なものとして認めていく。もちろん、これはやがて本導管につながつて、いわゆる正式の都市ガスになるわけでありまして、その方向は基本的に消費者のために推進すべきである。他方で、今度は簡易ガス事業者がそういう地域に入つてまいります。これは、これは消費者からいへば、本来なら都市ガスの供給を受けた方がいいわけですが、それがいろいろなる事情でございまして、それがあれば、これも消費者の利益を考えれば簡易ガス事業者を認めることもまた必要でございまして、その場合には、本来が都市ガスが供給すべきエリアでございまして、それが目先可能でない、したがって消費者は、むしろおそい都市ガスよりは早くあつても簡易ガスがほしい、こういうことでございまして、そういう場合は調整協議会にかける。両方はつまりイコールの関係には本来なくて、供給区域内ならば消費者としては一般ガスが普及することを好む、こういうことに基つておると思ひます。

○中村(重)委員 まあ、わかるような気もするのですが、これは実は大臣、この前これを修正しようといつたしまして作業をやつた経過があります。ところが、都市ガス側から言わせると、認可を受けている供給区域内です、大臣。当然の権利がある、こうなりますから、それに自分たちが、暫定的、変則的であつたとしても、本管とすみやかに接続するということにしてやるのだから、これも消費者の利益を守るためにやるのだから、地方ガス事業調整協議会の議を経ることは適当でないという考え方というものは、都市ガス事業者は持っているのだらうと私は思います。それはそれなりに理屈があると思ひます。ただ、私がころばぬ先のことと申しませうか、このことを申し上げますのは、いわゆる暫定的、変則的なものであつて、それが恒久的な姿になつてはならない、それは決して消費者の利益を守ることにもならないし、LP業者を圧迫をするということにつなげてくるのだから、この点は十分慎重にこの五、六号のいわゆる運営をやつてもならなければならぬのだ。むしろきびしくこれをやつてもならぬわけばならないのだ。それが本来の都市ガス事業者のいわゆる供給責任を促すことになるし、消費者

の利益を守ることにし、中小零細業者であるLP業者を圧迫しないことにつなげていくのだ。これはきわめて重要な問題点でありますから、くどくこの点を申し上げておるわけでありまして、この法の運用に対して大臣のさらに明確なお答えを願ひたい。

同時に、この暫定的、変則的なものは、本管に接続する期間というものはどの程度とお考えになつておやりになるのか、お認めになるのか、その点もあわせてお答え願ひたい。

○宮澤国務大臣 御発言の御趣旨はよくわかりました。私も、そういうふうな要請していかねばならぬと思ひます。また他方で、御承知のように、都市ガス事業者が供給範囲と称して、非常に広い網をかけてなかなか供給しないということが従来ございまして、この地域の整理もいわゆる削減をするわけでございますが、今後取り急いでやつていきたいと思つております。

○中村(重)委員 大臣が予算委員会ですからもうやめたいと思ひます。

ただ、いま取り急ぎというお答えがありました。私の申し上げたことをちょっとはき違えていらっしゃると思ひますが、取り急ぎとおっしゃるのは、接続をせうね。

○宮澤国務大臣 いえ、暫定、変則の期間がいろいろございまして、長い場合で三年と考へておるようでございます。

それから後段に申しましたのは、都市ガスが自分の供給区域と称して広い網をかけて、なかなかとも供給ができそうもないというところまで網をかけておるございまして、このまの整理も必要であらう、こう申したわけでありませう。

○中村(重)委員 それでは、馬場さんにこれはお尋ねをしていかなければならぬが、いま三年以内とおっしゃつたのですが、正直にいつてどの程度までこれを認めようとお考えですか。三年というものは若干お過ぎるような感じが私はいたします。都市ガスのいわゆる供給区域があまり

すね。それが三年以内なんです。そしてニュータウン計画等、例外の場合に通産大臣の定める期間というのがあるわけですが、それは七年という原案がありましたのを削つちやつて、三年をあくまで守らせる。全く例外的に通産大臣の定める期間ということにした。これは悪用されては困るわけですから、きびしくやつてもらわなければなりません。その点もひとつお答え願ひなければならぬが、いまの五、六号、これをどの程度お考えですか。これは本田さんは答弁したくしてしようがないのかも知れないけれども……。

○馬場(二)政府委員 このみならず一般を本導管に切りかえる期間でございますが、これはケース・バイ・ケースでございます。それから、一が一年とか二年とかいうことは申し上げにくいと思ひますけれども、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、われわれとしては原則的には大体三年というふうな考へております。ただ、これはケース・バイ・ケースでございますから、それよりできるだけ早い期間に連結させるというふうにももちろんブッシュはいたしますけれども、必ず三年以内でやるとか二年以内でやるとかという画一的なお答えは、ちょっと申し上げかねると思ひます。

○中村(重)委員 いまの、ちょっと私はいたさかぬのだ。ことばじりじゃないです、これは。必ずしも三年以内というようにことに画一的にお答えできないと、こうあなたはおっしゃつた。都市ガスの供給区域に対してのいわゆる供給計画をお出しになるのです。その場合、その三年以内というものが、いわゆる本来の都市ガス事業者の業務です。認可を受けている供給です。それを三年以内にやらせるのです。それをくすものは例外的なんです、ニュータウン計画等の場合。この場合は変則的暫定的にやらせる例外的措置なんです、みな一般ガス事業者として認めるのは。それを三年以内なんということを画一的に言えないのだ——これはことばじりをとらえるようでございますが、それは三年以上上だつてあり

得るといふことになり、いまあなたのお答えでは、これでは問題にならないのですかね。

○馬場(一)政府委員 都市ガス業者が新たにその事業を始めるときに、いわゆる事業開始までの期間、これは一応われわれのほうは、新しく始めます場合には、大体三年の間にその与えられた供給区域の中で普及率が五〇%になるように、というくらいのもので供給区域をきめ、供給計画を認可するわけでございます。しかしながら、その供給区域の中で、かなり離れたところに団地ができて、そこにたまたま変則的にみならず一般ガス事業をやる、みなすの事業をやるといふときに、それを本体に連結するまでにどのくらいの期間を要するかという問題につきましては、先ほど来にお答え申し上げましたように、これはあくまで変則的な形態でございますから、できるだけすみやかに本体に連結する供給計画を持たせる、それをブッシュするということはお説のとおりでございます。原則的に申しますならば、なるべく三年以内に本体につながらすようにさせたいということとやってみようかと思ひますが、この新しく事業を始めますときの事業開始の期間とは、おのずから問題が違ふのじゃないかというふうに考えております。

○中村(重)委員 どうもかみ合わないのですね。私も、これを一年以内という形に修正できちつと期限をきめようとしたのです。ところが、それは困る、そうきちつとされることは困る、道路を敷設するいわゆる道路工事というのですか、道路の新設、そういったようなこと等、いろいろ関係省であるわけですね。その場合等があるから、やはり一年という形できめられることはちよつと困る。しかし三年以上になるといふようなことは、これはとうてい考えていない。三年以内——これは長い場合だつて三年、それ以内であるといふことがいままで一貫して答えられてきた。本田局長並びにガス課長、そういうことで私も説明を受けてきたように思うのですが、違つたらそれじゃ答弁してください。私も、

一年以内という形でこれをきちつと期限を明記しようとしたことがある。その場合に、いわゆる道路工事等のいろいろな関係等々があるので、それでは困るので、この第七条にいうところの三年以内というような、これと期限を合わせるという形で、三年以内というようにお答えになっていゝもので、私も、事情やむを得ないであらうということと、三年以内というところで承知したのでありますが、これがルーズになってはいけません。この際明確にしておかなければいけないからお尋ねをしているわけですね。

○馬場(一)政府委員 私の御答弁が非常にたびたびやりました不備であるかもしれませんが、もう一度繰り返しますと、みなし一般をやりますのはあくまで変則的なことでございまして、できるだけすみやかにこれは本体に接続するというところに切りかえさしていくという趣旨であります。それで、すみやかに切りかえる期間は、先生も仰せになりましたように、ケース・バイ・ケースにいろいろ事情があるかと思ひますけれども、大部分のものにつきましては一年、二年、要するに三年以下の期間でやらせるように指導してまいりたい、かように思ひます。

○中村(重)委員 そうお答えになれば前と大体同じになるのだけれども、どうもそれがばやけて、本来の供給も三年以内ということになって、にもかかわらず、その変則的、暫定的というものがそれと変わらぬような、むしろそれよりも延びるような印象を与えるような答弁はちよつと困るというところで重ねて申し上げたわけですね。それと、これも重要な点ですが、先ほど大臣のお考え方はお示し願つたのですけれども、休眠区域の再編ですね。いま認めている区域を見直すというやうなことであったわけですね。附帯決議にもそれがつてあります。相当期間たつから準備もだいぶん進んでおるであらう、こう思ひます。ですから、この点に対する基本的な考え方と、具体的に大体いつごろになるのか、それをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 供給区域を、いわゆる休眠区域といふことのないように、実情に合わせて調整をするという措置につきましては、この改正法が施行されます日までに成案を得たいと思ひます。

○中村(重)委員 もう少し具体的に説明できませうか。成案を得たいといふのは、どんな準備を進めている、だがしかし最終的決定になつていないから、この法律案が成立したとき、そしてこれを実施するといふときには、これを直視する、こういうことですか。

○馬場(一)政府委員 作業の内容を申し上げますと、昭和四十五年度のいわゆる都市ガス事業新五年計画の年次計画のヒアリングを現在やっておりますが、このヒアリングを通じて、ただいま申しました供給区域の見直しということの検討を進めてまいりまして、この年次計画を基礎にいたしまして、今後一定の期間におきます主要な導管の布設計画といふのをガス事業者から提出をいたさせまして、確実に実現されたいと思ひます。地域を、できれば字という境界できめたいと思ひますが、それによることがもつ不適当な場合におきましては、河川、鉄道等の区分表示を使つて、削減案といふんです。供給区域の見直し案を策定いたします。そしてその方法によりまして確定をいたしました個々の区域につきましては、ガス事業者から、八条の規定に基づきまして自主的に供給区域の減少の申請をさせまして、それを削減することによりたいしたい。その手続を本改正法施行の日までに終わりたい、こういう考え方でございます。

○中村(重)委員 きょうは二時までの予定ですが、あらためて二十四日に質問しますが、地方ガス事業調整協議会の運営の問題と、それから構成です。これは非常に重要な役割りを果たす機関ですから、この点のようにお考えになつていらっしゃるのですか。

○馬場(一)政府委員 今回の改正法で設置されることになり、地方ガス事業調整協議会といふのは、先生仰せのように、本改正法の運用にあたりまして非常に重要な役割りを果たす機関でございます。したがって、この調整協議会を通産局ごとに設置いたします。各般の学識経験者を公の人選等につきましては、各般の学識経験者を公正に人選し得るよう十分に注意をいたしまして、そうしてこの協議会の円滑な運営をはかつてまいりたい、かように考えております。

○中村(重)委員 これはどうなんですか。学識経験者といふ中には、いわゆる消費者であるとか、あるいは関係業界の代表者とか、そういったものもお考えになつていらっしゃるのですか。

○馬場(一)政府委員 この協議会の構成には、いわゆる都市計画あるいはエネルギー問題等に学識経験のあられる方、それから消費者を代表し得る方といふもので構成をいたすことにしております。関係業界の代表といふような性格の方を入れるつもりはございません。

○中村(重)委員 これは地方ガス事業調整協議会の意向——通産局長から諮問されたという問題だけではないで、地方ガス事業調整協議会みずから意見を具申するといふように実は修正をして、それが原案として出てきているわけですね。したがって、その地方ガス事業調整協議会みずから通産局長に対して意見を述べるといふ場合は、これは相当重要視していかねばならない。しかも、その意見具申といふものはこの範囲であるといふことを通産局長がきめることは私は適当でない。この地方ガス事業調整協議会といふものは、導管供給を円滑にしていかなければならないということ。そのためには、いわゆるボンベの一本売りの人たちが、導管供給を都市ガス業者だけではなくてお互いのLP業者みずからがどんどんやってくることにするわけですから、近代化しない限りボンベの一本売りは追放されるという運命に追い込まれてくることは、私は避けられないと思ひます。したがって、そういう場合は当然補償の問題なんかも出てくる。それが解決しなければ物議をかもし、したがって円滑な供給ができないという

ことになって、都市ガス事業者の場合、いわゆる第五号各号に基づく、あるいは三十何条でありましたか、LP業者の導管供給、簡易ガス事業の場合も、その許可基準というものは円滑に実は推進できない、こういう形になってまいりますから、その点は運営よろしきを得なければならぬと私は思います。もう一度この地方ガス事業調整協議会の運営の問題について明確にお答えを願っておきたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 この協議会は、先生仰せのとおり、通産局長から諮問をいたしました事項を審議いただきますほかに、いわゆる建議をせられる事項を持っておられますので、建議をせられる事項を特にこれこれというふうに拘束するような運営をいたすつもりはございません。ガス事業に關係のあります重要な事項につきまして、協議会みずからいろいろ御建議を願うということは、もちろん御建議を承りましたときは、通産局長はそれを尊重いたしまして仕事をしなければいけない、かように考えております。

○中村(重)委員 私は、ここで一番物議をかもしますのは、いま申し上げましたような都市ガス業者がみなし一般事業をやります場合、それから今度はLP業者が導管供給をどんどん推し進めていく場合、その場合に紛争というものが起こるであろう。紛争解決をしなければ円滑にこれが供給できないという形になってまいります。したがって、そこで補償という問題が、当然この地方ガス事業調整協議会の中に、いわゆる紛争解決の一環として出てくる。それは当然あり得る。額の問題は、私はここでいろいろ言おうとは思ひません。社会通念という問題も出てまいりましょうから。当然そういったような問題がこの地方ガス事業調整協議会の運営の中において行なわれるのだというように私どもは理解をいたしておりますが、そのとおりでございますね。

○馬場(一)政府委員 都市ガス事業の伸びてまいります間にございまして、いわゆる都市ガス事業者と簡易ガス事業者等との間にいろいろ話し合い

が持たれることは当然かと思ひますけれども、この話し合いの過程は、法律でとかく申し上げるものではないと思ひますので、これは、できるだけの消費者の利益というものを根底に置きまして、その基盤の上に立つて両者間で円滑な話し合いが相對でなされ、解決されることが一番望ましいこととでございます。もし不幸にして、その話し合いが円滑にまいりませんでトラブルが起こりまして、処置をきめかねますときには、この協議会におはかりを申し上げまして解決をはかるということも、もちろんあるかと思ひております。

○中村(重)委員 こうした公式の場所ですから、答弁もしくいんであらうと思ひます。ですが、私がいま申し上げましたように、たいへんいろいろの問題が、この地方ガス事業調整協議会の中で、いわゆる紛争解決のために当然議せられるであらう。その中では、解決の一つの手段として、補償という問題は当然起こってくるものだというように私は理解をしております。ところが、地方ガス事業調整協議会というものはそんなものをやるところではないのだというふうなことになるましては、紛争の解決にならない。解決をしないからといって、断の一字でばんばんやっていくというふうになれば、弱者は常に泣き寝入りという結果に終わってしまう。かといって、この地方ガス事業調整協議会の場を利用して、いわゆるごね得たという形は、私は許されてはならないと思ひます。したがって、常識的に円満に問題を解決するために、補償問題その他いろいろの問題が議せられるだらうということは、あなたは予想しておられるのではないかと。私はそのとおり理解をしております。解をしておりますが、違ひますか。

○馬場(一)政府委員 先生ただいまおっしゃいましたように、具体的な紛争といひますか、話し合いがつかないという内容はいろいろあらうかと思ひますけれども、とにかく話し合いが十分円滑にいかないときの協議会の活用ということにつきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、われわれとしては十分考えておるつもりでございます。

ます。

○中村(重)委員 それほど用心して答弁しなければなりません。私はできるだけやわらかに常識的に質問をしていくつもりです。要するに地方ガス事業調整協議会というものは、問題を円満に解決をするために設けた機関なんです。円満に問題を解決するということは、当事者間の話し合いというものがつかなければ、要するに消費者の關係、LP業者相互間の關係、都市ガス業者とLP業者との關係、またその他のいろいろあるかと思ひます。そういったような問題が円満に解決されて初めてこの供給というものが円滑に行なわれてくることになるわけです。その協議の中におきましては、いろいろ補償の問題、その他のいろいろの問題が出てくるであらう。相当広範なものが議論されるであらう。そうして円満にこれが解決をされるであらうというふうな期待を、私がこの地方ガス事業調整協議会にすることが間違ひなのかどうか。そのとおりいままで理解してきたわけですが、そうでないということになってまいりますと、私どもとしてはさらにこれは慎重に検討を進めていかなければならぬと思ひますから、その点をも一度お答えを願ひます。

○馬場(一)政府委員 先生のお考えのとおりとわれわれも思っております。

○中村(重)委員 それでは次に中小企業庁長官に伺ひます。いま申し上げたことで、あなたに多く具体的ないろいろの問題を申し上げる必要はないと思ひますが、附帯決議の中にも実はつけてあるので、十分御検討になっていらつしやると思ひます。中小のLP販売業者というものを保護しこれを育成をしていく、こういうことでなければ、過当競争という形の中で強いものに弱いものは追放されてしまふという結果になってくる。かといって、その零細な企業をただいざに保護すればよろしいということでは、近代化も合理化もしないという形でありまして、それは消費者に対してしわ寄せという結果が起こってくるということにもなるう

と思ひます。

そこで、近代化、合理化をするためにはどうするか。いわゆる共同化の推進ということもあるであらう。あるいはまた、金融的な措置を講じていろいろ設備の近代化等を推し進めさせるということも、私は必要になってくるであらうと思ひますが、そのためには、いま一つの具体的な事例として共同化のことを申し上げたわけですが、いわゆる金融の問題、税制の問題等々きめこまかく措置をしていくというためには、この導管供給によるところの中小企業、零細企業というふうなものを——これはいわゆる零細企業というものはございせんが、このLP事業というものを中小企業近代化促進法の指定業種にする必要があるというふうには私は考えておるわけですが、それらの点に對して、保護育成という立場からお答えを願ひたいと思ひます。

○吉光政府委員 LPGの販売業者、全国で約四万七千店前後あるようでございますけれども、いま御指摘がございましたように、非常に小規模な層の方も多いわけでございます。したがって、お話の中にございましたように、協業化その他の問題につきましては、中小企業振興事業団の共同施設として、共同できるものにつきましては低金利の融資で応援をいたしておるわけでございますし、あるいはまた、その他政府三機關の融資におきまして、特に保安施設を中心いたしまして金融措置を講じてまいっております。それからまたさらに、都道府県にございます設備近代化資金、これも保安施設に限定いたしておるわけでございますけれども、それらを通じて、全体の協業化の促進と同時に、個別企業の施設の近代化というふうな方向にも資金的な善処をいたしてまいっております。ただ、いま御指摘ございました近代化促進法の指定業種についての指定でございましてけれども、これは私、承つてるところによりまして、来年度、鉱山石炭局のほうにおきまして、全国的に販売業者の実態調査をおやりになるようござい

す。したがって、この実態調査に基づきまして近代化計画が組まれることにならうかと思うわけでございますけれども、そういう近代化計画等につきましまして、鉱山石炭局のほうと緊密な連絡をとりながら、指定業種にふさわしいところの近代化計画の策定をいただきまして、指定業種として取り上げることについて積極的に検討してまいりたいと考えます。

○中村(重)委員 私は、六十一通常国会でもこの点を取り上げております。議事録をお読みになればわかりますが、乙竹長官は明確に、中小企業近代化促進法の指定業種にしなければならぬと私は考えるということを答えておられますが、前長官のその答弁を尊重して、近代化促進法の指定業種にするように最大限の努力をするというように理解をしてよろしくございませうか。

○吉光政府委員 そのとおりでございます。私もそういう実態調査を待って、それを決めるという意味でお答え申し上げたわけではございません。積極的に取り上げる方向で実態調査その他の準備を進めていただき、その上で積極的に取り上げてまいり、こういうつもりでお答え申し上げたわけでございます。

○中村(重)委員 いまの答弁、理解します。

そこで、金融措置の問題等から具体的な問題としてお答えおき願わなければならぬと思うのですが、簡易ガス事業並びに七十戸以下の小規模導管供給、これをやりますのは、一軒当たりどの程度の費用がかかるというようにお考えになっておられるのか。この小規模導管供給ということでは、先ほど来何回も申し上げましたように、料金の適正化と保安の確保という面から非常に重要でございまして、それを推進するためには、業者、おまえさんたちがやっていかなければならぬことだけではない。いまあなたが答えにになりましたように、金融的な、いわゆる中小企業振興事業団等からの融資、その他三機関からの融資というものが当然行なわれます。その場合、この小規模導管供給をやる場合どの程度金がかかるの

だ、あるいはメーターにこれを切りかえていかなければならない、そのメーターに切りかえるためには大体どの程度の費用がかかるのだというようなことを、当然検討していらっしゃると思えますが、その点いかがでございますか。

○本田政府委員 お答えいたします。五十戸前後の小規模導管事業をやりまします場合には、百万円程度の設備資金が必要ということでございます。それからメーターは一個二千三百、四百円前後でございますので、配達する世帯数が百軒の場合には二十数万円ということに相なるわけでございます。

このメーターにつきましては、本年度からリース会社に対する融資を考慮いたしておきまして、リース会社からメーターを借りて使うということも実施いたしたいと存じております。

○中村(重)委員 具体的に導管供給を行なう場合、あるいはメーターに切りかえる場合に、いろいろ金融措置が考えられなければならぬと思いますが、その点はどういうようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○本田政府委員 先ほど中小企業庁長官がお答え申し上げましたように、LPGの販売業者の規模がきわめて小さいということから、できるだけ協業化、協同化をしていただいて、経営規模の拡大ということをお考えねばならぬと存じます。その場合、協業組合あるいは事業協同組合組織によって協業施設あるいは共同施設でやります場合には、中小企業振興事業団の融資を受けられる。個々の企業としてやります場合には、中小公庫、国民金融公庫、あるいは組合金融としての商工中金の金融を受けることによりまして、メーター化あるいは容器の大型化をはかってまいりたいというふうにお考えである次第でございます。

○中村(重)委員 あなたのほうなり、あるいは中小企業庁のほうでは、そのようにお考えになっておられて、今度は金融ベースという面から、中小企業振興事業団にしても、あるいは三公庫にしても、なかなか決して金を出そうとはしません。

担保がどうだなんだいって、なかなかむずかしいのですよ。私はどうでもよいとはいいませんが、やはり保安という面あるいはいわゆる物価対策上の面その他から、これは強力に推進をしていかなければならぬというように考えます。したがって、いまの趣旨がそれぞれの機関に徹底するように十分の指導をせよとわなければならぬと思えます。その用意があるのかどうか。

す。メーター段階において分析表をつけるということにつきましては、現在はそのようなことが必要だということで、商習慣的に必ず分析表をつけて売買するという実情にいたしております。

○吉光政府委員 御指摘のとおりでございます。実は昭和四十三年三月に三公庫の総裁または理事長に対して、LPGガス販売業に対する融資に付いて基本的な特段の配慮をするような要請をいたしたわけでございます。あらためてまた配慮要請をいたしたいと思えます。

○中村(重)委員 いま一つ、保安と価格の面から見解をただしておきますが、良質のガスを低コストで供給するということになってまいりますと、私はメーターの出荷段階で分析表をつけさせるということでなければならぬと思えます。現在のよう、指定製造業者という中で分析表というものは不十分だ。またそうなっておりますと、いろいろ費用がかかれます。メーター段階で分析表をつけるといふことになってまいりますと、数少ないメーターでございますから、いろいろ設備に要する費用なんというものが少なくなつてまいりましようし、さらにまたその良質であるかどうかというものは、当然下になってまいりますと、それがずつとまじってまいります。メーター段階ということになってまいりますと、その点が一番明確になっていこうと思えます。したがって、メーター段階において分析表をつけさせるということは、必ず実行するということになればならぬと思えます。また附帯決議にも明らかにそのことを織り込んであるのでございますから、これはいままで検討されたと思えますので、明確にお答えを願っておきます。

○中村(重)委員 それがいよいよことだつたら、商習慣のことじゃなくて、制度としてびしっとメーター段階で分析表をつけさせる、こういうこととされたらいかがです。

○本田政府委員 お答えいたします。実情は先ほど申し上げたような実態で進んでおりますので、その点については検討させていただきます。

○中村(重)委員 どうも理解に苦しみませう。いことだ、商習慣としてもそういうことになりつたあるようだとおっしゃる。また実情はこうだ。私がいま申し上げたことを実情として言われたのだらうと思うのですが、これは私もあらゆる角度から検討して、全会一致をもって六十一通常国会で附帯決議をつけてあるのです。そしてそれを尊重するという政府の意思の表明もあつておるわけですから、私のたまたまの重なる指摘に對して、あなたも、それはいいことだ、好ましいことだという意味のお答えがあつたわけですから、それがどうして制度としてできないのでしょうか。おやりになるべきだと私は思います。いかがですか。

○本田政府委員 お答えいたします。法改正の問題につながる問題でございますので、先ほど検討いたしますと言ったのは、そういう趣旨で申し上げたわけでございます。

○中村(重)委員 了解しました。それでは、いただいております「都市ガス及びLPGガスの事故の現況」というのがありますが、都市ガスとLPGガスと比較をいたしますと、事故件数が都市ガスは非常に多い。しかもその事故の内容からいいますと、事故死傷者数は都市ガスのほうが多いわけですね。ガスの消費先における事故ということになってまいりますと、事故件数はLPGガスが多い。死者ということになってくる

と都市ガスが多い。それから、負傷、中毒者といふことになってくるとLPガスが非常に多いわけですが、どういふわけで都市ガスのほうにこんなに事故というものが多くいふだろうか。何か私どもが観念的に考えますのは、企業数も非常に多いし、需要家にいたしましてもLPのほうが一千万、もう一千万に私にはなっているんだらうと思うのですが、都市ガスのほうは八百万程度ですね。そうすると、そうした企業数、需要家数といふものから申しますと、この比率といふものはさらに大きくなっていくのではないかと私は思います。安全であるかと考えられる都市ガスにどうしてこんなに事故というものが多いのだろうか。いろいろと御検討になっていらっしゃると思ひますから、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○馬場(一)政府委員 先生御指摘のように、この過去の数字を見ますと、いわゆる製造工程あるいは供給運搬中の工程におきましては、都市ガスの事故がLPガスの場合よりも非常に大きく、また事故による死傷者数もかなり多いわけでございます。まことに遺憾に存じております。

どういふわけで多いんだらうかということでございますが、やはり都市ガスはかなり大きな設備を持ちまして、発生設備そのものも大きい。それから導管によって供給をいたしますので、いわゆる発生供給設備がLPガスに比べますと非常にスケールが大きいということによるものかというふうには考えておりますけれども、この辺のところは、先ほど来いろいろ御質問のありましたように、輸送途中のいわゆる導管の事故等もあとを断たないわけでございますので、今後一そう保安面につきましましては十分注意をいたしてまいりたいと思っております。

○中村(重)委員 企業家数が、都市ガスの場合二百二十九企業、LPの場合は四万八千六百八企業、需要家数はいま申し上げたように都市ガスが八百八十五万四千戸、LPが千三百六十六万八千戸ということにはなっているのです。ところが輸送途中の事故と——それは導管によってガス

を送っているわけですね。それがどういふことなんでしょうか、運搬中の事故というものは、導管からずっとガスが漏れておるといふわけなんですか。爆発事故というのはいわゆる件数ではないんですが、これは規模が大きいから、都市ガスの場合の一つの事故が起ったならば、その死傷者数が非常に多いといふことはわかるのです。ところが件数が多いといふことは多過ぎるということですね。しかも、ガスの製造工場、販売及び供給運搬中の事故、こういうことになっていくわけですから、この運搬中の事故とガスの製造工場の事故はどの程度の比率かということ、ちょっとこの資料の中では見ることができないわけですが、いまあなたの御答弁だと、運搬中に導管によって供給しておるんだから相当事故があるんだ、こうおっしゃったのです。それはどうしてだろうということ、さらに疑問が深くなった感じがございまして、どうなんですか。

○馬場(一)政府委員 この統計に載っております都市ガスの事故件数、昭和四十四年八十八件という数字がございまして、ここにあげております事故件数の大部分は、いわゆるガスの輸送中と申しますか、導管で供給するわけでございます。それから、導管の漏洩という事故がその中の大部分でございます。むしろ、導管からガスが漏洩をいたしまして、いわゆる事故に結びつかない事故件数も、相当の中にはあがっておりますけれども、導管の事故がこの中の大部分であるといふふうにお聞き取り願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 一般需要家というものは、都市ガスというものは安全でLPガスというものは危険であるという観念を持っているのだらうと私は思ひます。私は、相当都市ガスも事故があるのだといふことは考えておりましたものの、この配付されました資料を見て、都市ガスとLPガスの比率に全く実は驚いている。この分ではいきますと、一般需要家というものは都市ガスよりもLPガスにしろてもらいたいというふうなことになるかぬないのです。

これは都市ガスの業者自体も大いに反省をして、いわゆる保安の強化、事故防止という問題に全力を傾けてもらわなければならないと思ひます。通産当局といたしましては、都市ガス、LPガスを問わず、いわゆる事故防止のために強力な対策を講じてもらわなければならないと思ひます。先ほど導管の問題のときに一応のお答えはございしましたけれども、この具体的な資料に基づいてどのような対策をお立てになっていらっしゃるのか、またこれからのような防止対策を進めていくとしていらっしゃるのか、お聞かせ願ひます。

○馬場(一)政府委員 御趣旨のとおりでございます。導管つまり輸送途中の事故でございます。うとも、あるいは実際に消費先つまり家庭等におきます事故につきましても、両面について事故の発生をできるだけなくしていくように考えてまいりたいと思ひます。

具体的に申しますれば、改正されました事業法におきましては、特に主要な導管につきましては工事計画そのものを認可にからしめておりました。いろいろ使用前の検査あるいは定期検査等をして、いままで以上に強化していくことにいたしております。また、特に消費先における事故の防止につきましては、今回新たに加りました、いわゆる消費先で使われますガス用品の検定、登録制度等によりまして、一定の技術上の基準にそれが満たすように強力にやっておりますつもりでございます。

○中村(重)委員 保安協会というふうなものできております。この保安協会というものは事故防止の面にたいした効果を發揮してない。単に特殊法人という形でこれをつくって、相当な方々がこの業務に従事していらっしゃる。しかし何だか手数料を取ってこれを運営するということに終始している。実際保安協会という名にふさわしい措置を講じておられないというふうな感じがしてなりません。ですから保安協会も、これを中身を十分検討して充実をしていくということ。それから

業者自体の中におけるいろいろな協会等があるわけでありまして、それらの連携というものを十分密にして保安の万全を期していただきたいという。それから先ほど来、法案の中身につきましてもいろいろお尋ねをいたしましたが、何だかこの運営がうまくいくのだろうかというふうな不安な感じが私は非常に強くなりました。そういうことがないよう、せっかく抜本的な法案の改正という形になるわけでありまして、新たに付いた制度というものが、特定の者だけがこれに喜び、多数の人がこれに苦しむといったようなことがないように、十分その運営よろしきを得てもらいたい。そして地方ガス事業調整協議会というものを、私は先ほど来ずっと申しましたように、運営よろしきを得て、多くの者がこれに喜びを感じる、こういう形の運営をしていただきたいということを強く要望いたしまして私の質問を終わります。

○八田委員長 次回は来る二十四日午前十時理事會、午前十時半委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後二時二十分散會